

高第 1344 号
令和 2 年 5 月 8 日

各 県 立 高 等 学 校 長 殿
各 県 立 中 等 教 育 学 校 長 殿

高校教育課長

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する
指導資料（県立高等学校・県立中等教育学校）について（通知）

県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業について、生徒の安全、安心な生活の確保を第一に、3月2日以来、春季休業を挟んで5月6日までの間、継続してきました。この度、国の緊急事態宣言の期間延長に伴い、臨時休業の期間を、5月31日まで延長することとしました。

そこで県教育委員会では、県立高等学校及び中等教育学校が臨時休業中に行う学習指導等についての考え方や留意事項、学校の教育活動再開後の学習の補填に向けた考え方を改めて整理しなおすこととし、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する指導資料（県立高等学校・県立中等教育学校）」を作成しました。

各学校においては、臨時休業中の学習指導に当たっては、この指導資料を踏まえ、学校の教育活動再開後の学習への円滑な接続も見据えて、学校や生徒の実情に応じた指導計画の変更や精選を行うとともに、家庭学習で扱う内容の適切な設定や内容の充実に努めるようお願いします。併せて、ICTを活用した遠隔での学びの充実にについて、取組の一層の推進をお願いします。

なお、別添写しのとおり令和2年4月21日付けで2文科初第154号文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」が示されましたので、併せてお知らせします。

問合せ先

教育課程指導グループ 小野、横谷

電話 (045) 210-8260 (直通)

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する指導資料（県立高等学校・県立中等教育学校）について

令和2年5月
神奈川県教育委員会
高校教育課

指導資料作成の趣旨

県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための県立学校における臨時休業について、生徒の安全、安心な生活の確保を第一に、3月2日以来、春季休業を挟んで5月6日までの間、継続してきました。この度、国の緊急事態宣言の期間延長に伴い、5月6日までの臨時休業の期間を、5月31日まで延長しました。

これまで、県立高等学校及び県立中等教育学校においては、令和2年2月28日付け高第5416号高校教育課長依頼文書「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業実施に係る取扱いについて」をはじめとした各通知等に基づき、各教科・科目等の課題等を課すことにより、家庭学習を促し、生徒の学習保障に取り組んできました。

この度の緊急事態宣言の期間の延長に伴い臨時休業期間を延長することとしたことから、これまで各学校が通知等の趣旨を踏まえて課してきた家庭学習の内容について、もう一度整理し、家庭学習で扱う単元、学習内容等を適切に定め、年間指導計画等の見直しを行うとともに、指導計画の変更や学習内容の精選等を行うといったカリキュラム・マネジメントに取り組むことも大切です。加えて、ICTを活用した遠隔での学びの充実も推進していく必要があります。

そこで、県教育委員会では、県立高等学校及び県立中等教育学校が臨時休業中に行う学習指導等についての考え方や留意事項、学校の教育活動再開後の学習の補填に向けた考え方を改めて整理し直すこととし、この「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する指導資料（県立高等学校・県立中等教育学校）」を作成しました。

指導資料の主な内容

1 臨時休業中の学習指導に関する基本的な考え方

- 年間指導計画及び単元の指導計画に基づき、課題等による学習指導を行った上で、その学習成果を適切に把握し評価することにより、当該単元については、再度指導する必要がないものと校長が判断することができるものとする。
- 規則正しい生活習慣を身に付け、学習を継続することができるように指導・支援するとともに、生徒と学校との関係を構築し維持できるよう、必要な措置をとること。
- 課題の設定に当たっては、各校において年間指導計画等の見直しを行い、必要に応じて、計画の変更や内容の精選等を行うこと。
- 課題の一覧を1週間ごとに作成し、学習目標や評価の観点・評価規準を生徒に示すことで、課題の意義や目的を生徒が理解できるようにすること。
- G Suite for EducationなどのICTの活用により、課題の提示や提出等に対応できるよう取組を推進すること。
- 生徒の学習状況を把握し、目標の実現状況に基づいて観点別学習状況の評価を行うこと。その際には、G Suite for EducationなどのICTの活用を図ること。
- 学年等ごとの一律の登校日は設けないこととしているが、生徒の状況を踏まえ、指導・支援が必要な場合は、個別の登校の機会を設けることができる。そのような場合は、保護者の理解を得るとともに、感染防止に万全の措置を講じること。

2 臨時休業中の家庭学習の実施に係る年間指導計画の見直し

- 臨時休業中の家庭学習の充実を図るため、改めて、各教科・科目等の学習内容について整理し、扱う単元、学習内容等を定める。年間指導計画等の見直しを行い、必要に応じて、計画の変更や内容の精選等を行う。
- 実験・実習などの家庭学習で実施することが難しい内容については、年間指導計画を見直し、学校の教育活動再開後に扱うこととするなど、指導計画の変更を行う。
- 課題の一覧を1週間ごとに作成し、学習目標や評価の観点・評価規準を生徒に示すことで、課題の意義や目的を生徒が理解できるようにする。

3 臨時休業中の家庭学習の充実

- 感染拡大防止の観点から、家庭学習の実施及びその状況の把握等に ICT を積極的に活用する。その際、生徒の家庭の ICT 環境を把握し、ICT 環境が整わない家庭がある場合は適切な対応をとる。
- 規則正しい生活習慣を身に付け、学習を継続することができるように指導・支援するとともに、生徒と学校との関係を構築し維持できるよう指導・支援する。
- 学習評価の視点に立った適切な課題を設定するとともに、一人ひとりの学習状況を把握し必要な指導・支援を行う。
- ICT の活用を推進するが、生徒の状況により、対面での指導が必要と判断される場合は、生徒・保護者の了解のもと、個別の登校の機会を設け、対面での指導・支援を行う。その際は、感染防止の措置をとる。
- 生徒の心身の状況の把握と心のケアに努める。

4 ICT を活用した学習等の推進

- 令和2年度4月補正予算で措置した家庭における Wi-Fi 環境の整備について、学校ごとに整った段階で、ICT を活用した学習指導を推進する。
- 家庭学習の実施と状況の把握に G suite for Education 等のクラウドサービスを活用する。クラウドサービスを活用してホームルームや健康観察を行うとともに、教育相談にも活用する。
- クラウドサービスを活用して課題や教材を提示し、生徒からの課題の提出、提出された課題の添削指導を行う。
- クラウドサービスを活用したオンライン授業や同時双方向の遠隔授業を実施する。

5 総括評価について

- 科目の一部又は全部が臨時休業中の家庭学習により行われた場合であっても生徒の学習状況について観点別学習状況の評価を行い、評定を行う。

6 学校の教育活動再開後の学習の補填についての考え方

- 学校の教育活動の再開については、その時点の状況を踏まえ、生徒の安全・安心を第一に、準備期間を含め一定期間をおいてからの分散登校、時差通学・短縮授業などの段階的な再開を検討する。
- 臨時休業中の学習の実施状況を把握し、指導計画の見直しを行う。学校の教育活動再開後において、学年の休業日の日数を一定の範囲で減ずるとともに、土曜授業や平日の補習等により学習の補填を行うことができる。
- 学校の教育活動再開後における取組の具体については、後日、別途示す。

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う
学習等に関する指導資料（県立高等学校・県立中等教育学校）

令和2年5月

神奈川県教育委員会

まえがき

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための県立学校における臨時休業については、国の動向並びに本県の実施方針及び県内の感染状況等を踏まえ、何よりも生徒の安全、安心な生活の確保を第一に、3月2日以来、春季休業を挟んで5月6日までの間、継続してきました。そうした中、令和2年5月4日に、国により緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長されたことに伴い、特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針が改定され、知事から、同法第24条に基づく要請がありました。この要請を受けて、県教育委員会として、5月6日までの臨時休業の期間を、5月31日まで延長することとしました。

これまで、県教育委員会では臨時休業中の生徒の学習について、別表のとおり、令和2年2月28日付け高第5416号高校教育課長依頼文書「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業実施に係る取扱いについて」をはじめとした臨時休業に係る各通知等により、臨時休業中の家庭学習のための課題についての留意点等を示してきました。これらの通知等を踏まえ、各学校では、生徒の実情等に応じて各教科・科目等の課題等を課すことにより、家庭学習を促すことで、生徒の学習保障に取り組んできました。

この度の緊急事態宣言の期間の延長に伴い臨時休業期間を延長することとしたことから、これまで各学校が通知等の趣旨を踏まえて課してきた家庭学習の内容について、「課題等による家庭学習で十分な成果を期待できるもの」であるのかなどの視点から、もう一度整理し、家庭学習で扱う単元、学習内容等を適切に定め、年間指導計画等の見直しを行うことが必要です。

また、今後、仮に臨時休業期間が長引いた場合も想定の中を含め、指導計画の変更や学習内容の精選等を行うといったカリキュラム・マネジメントに取り組むことも大切です。加えて、ICTを活用した遠隔での学びの充実も推進していく必要があります。

そこで、県教育委員会では、県立高等学校及び県立中等教育学校が臨時休業中に行う学習指導等についての考え方や留意事項、学校の教育活動再開後の学習の補填に向けた考え方を改めて整理し直すこととし、この「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する指導資料（県立高等学校・県立中等教育学校）」を作成しました。

各学校においては、臨時休業中の学習指導等に当たっては、この指導資料を踏まえ、学校の教育活動再開後の学習への円滑な接続も見据えて、学校や生徒の実情に応じた指導計画の変更や精選を行うとともに、家庭学習で扱う内容の適切な設定や内容の充実に努めるようお願いいたします。

なお、学校の教育活動再開後における取組の具体については、後日、別途示します。

(別表)

日付・通知等種別・件名	概要
2月28日付け高第5416号高校教育課長依頼「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業実施に係る取扱いについて」	・生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習のための課題等を課す等の必要な対応を行うこと。
3月11日付け高第5631号高校教育課長・保健体育課長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業実施に係る取扱いについて(令和2年3月11日時点)」	・生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習のための課題等を課す等の必要な対応を行うこと。 ・臨時休業の措置が長期化することも想定し、生徒の学習保障の視点から、学習課題等の提示や生徒からの提出などに柔軟に対応できる体制を構築すること。
3月30日付け高第5930号教育長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための県立高等学校及び県立中等教育学校における臨時休業の実施等について」	・4月6日から2週間程度臨時休業 ・生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習のための課題等を課す等の必要な対応を行うこと
4月8日付け高第1101号教育長通知「国における緊急事態宣言に伴う県立学校における臨時休業等について」	・5月6日まで臨時休業の期間を延長 ・休業期間中に登校日は設けない ・学習課題に係る指導・連絡等のために、個別に登校する機会は設定可
4月21日付け高第1224号高校教育課長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」	・課題の設定に当たっては、各校において年間指導計画等の見直しを行い、必要に応じて、計画の変更や内容の精選等を行うこと ・(別添資料)『臨時休業期間中の学びについて』を参考に、各教科・科目等の『単元の指導と評価の計画』に基づいた課題の一覧を1週間ごとに作成し、課題に係る学習目標や評価の観点・評価規準を生徒に示すこと ・G Suite for EducationなどのICTの活用により、課題の提示や提出等に対応できるよう取組を推進すること

目 次

	ページ
1 目的	1
2 臨時休業中の学習指導に関する基本的な考え方	1
《臨時休業に係る学習の進め方のイメージ》	2
3 臨時休業中の家庭学習の実施に係る年間指導計画の見直し	3
(1) 家庭学習で実施する学習内容の整理と年間指導計画の見直し	
(2) 実験・実習など家庭学習で実施することが難しい内容の扱い	
(3) 指導計画に基づいた週ごとの課題の一覧の作成と生徒への提示	
4 臨時休業中の家庭学習の充実	4
(1) 学習習慣の確立等に向けた指導・支援	
(2) 学習評価の視点に立った適切な課題の設定	
(3) 一人ひとりの学習状況の把握と必要な指導・支援	
(4) 課題の添削指導のための個人情報在校外持ち出し	
(5) ICTの活用と対面での指導が必要な場合の対応	
(6) 生徒の心身の状況の把握と心のケアについて	
5 ICTを活用した学習等の推進	6
(1) G suite for Education等のクラウドサービスの活用	
(2) 教職員の在宅勤務の推進に向けたICTの積極的な活用	
(3) クラウドサービスを活用したホームルーム・健康観察の実施	
(4) クラウドサービスの教育相談への活用	
(5) クラウドサービスを活用した家庭学習のための課題や教材の提示	
(6) クラウドサービスを活用した課題の提出と添削指導	
(7) クラウドサービスを活用したオンライン授業の実施	
(8) クラウドサービスを活用した同時双方向の遠隔授業の実施	
(9) クラウドサービスを活用する際の個人情報の取扱い	
6 総括評価について	9
(1) 科目の観点別学習状況の評価及び評定について	
(2) 科目の単位認定について	
7 学校の教育活動再開後の学習の補填についての考え方	10
(1) 臨時休業中の学習の実施状況の把握と指導計画の見直し	
(2) 学習の補填についての考え方	

1 目的

この指導資料は、県立高等学校及び県立中等教育学校における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業延長に伴う学習指導についての指針として、その考え方や留意事項等を示すものである。

2 臨時休業中の学習指導に関する基本的な考え方

県立高等学校及び県立中等教育学校においては、令和2年4月10日付け2文科初第87号文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」を踏まえ、臨時休業中の家庭学習の充実を図ることとし、その実施に当たっては、年間指導計画及び単元の指導計画に基づき、課題等による学習指導を行った上で、その学習成果を適切に把握し評価することにより、当該単元については、再度指導する必要がないものと校長が判断することができるものとする。

臨時休業中の学習指導に当たっては、次の点に留意し、遺漏なく取り組むこと。

- 臨時休業中の学習指導に当たっては、生徒が自宅等にいる状況であっても、規則正しい生活習慣を身に付け、学習を継続することができるように指導・支援するとともに、生徒と学校の関係を構築し維持できるよう、必要な措置をとること。
- 課題の設定に当たっては、各校において年間指導計画等の見直しを行い、必要に応じて、計画の変更や内容の精選等を行うこと。
- 各教科・科目等の「単元の指導と評価の計画」に基づき、課題の一覧を1週間ごとに作成し、学習目標や評価の観点・評価規準を生徒に示すことで、課題の意義や目的を生徒が理解できるようにすること。（(別添資料)「臨時休業期間中の学びについて」参照。）
- G Suite for EducationなどのICTの活用により、課題の提示や提出等に対応できるよう取組を推進すること。
- 臨時休業中の家庭学習についても、生徒の学習状況を把握し、目標の実現状況に基づいて観点別学習状況の評価を行うこと。その際には、G Suite for EducationなどのICTの活用を図ること。なお、生徒の学習状況から目標が実現されていないと判断される場合には、個別に支援を行うこと。
- 臨時休業中は、学年等ごとの一律の登校日は設けないこととしているが、生徒の状況を踏まえ、指導・支援が必要な場合は、個別の登校の機会を設けることができる。そのような場合は、保護者の理解を得るとともに、感染防止に万全の措置を講じること。

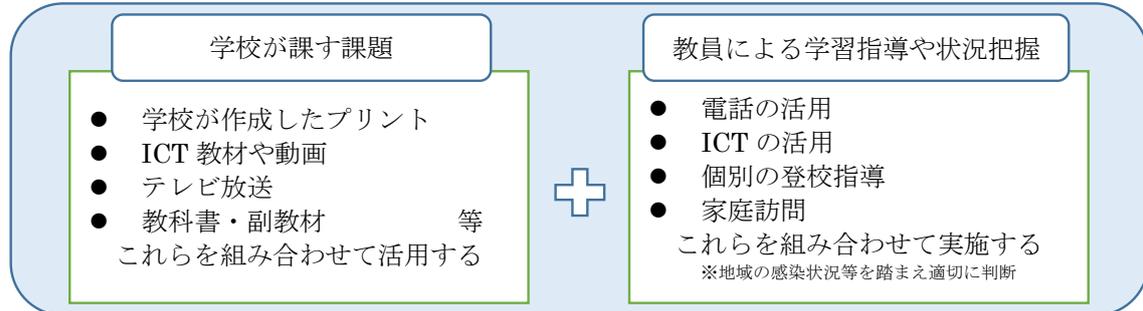
《令和2年4月10日付け2文科初第87号文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」》

臨時休業等が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態に備えるための特例的な措置として、学校が課した家庭学習が、一定の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断したときには、学校の再開後等に、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができるとしており、その要件について、生徒に課す家庭学習の内容が、教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること、教師が当該家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることとされている。

臨時休業に係る学習の進め方のイメージ

① 臨時休業中の家庭学習

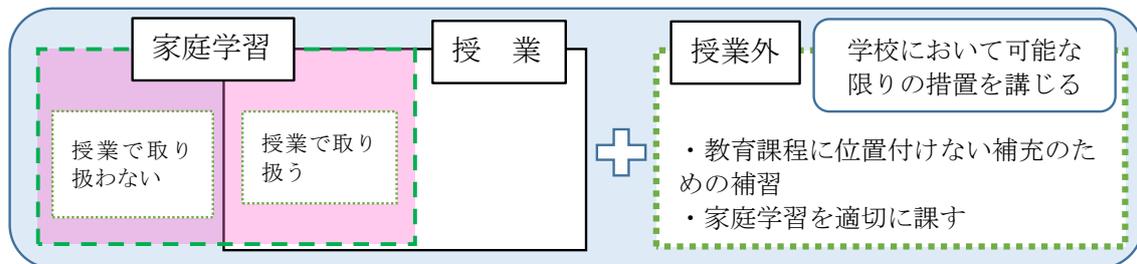
学校が課題を課し、生徒の学習を指導・支援する。



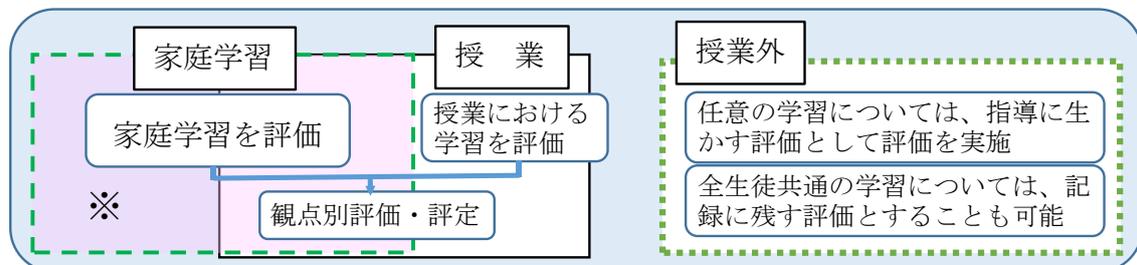
② 教育活動再開後の学習指導

教材を活用して学習指導を行い、学習状況を把握して必要な手立てを講じた上で、適切に学習状況・成果を評価する。

○指導 (家庭での学習状況を把握)



○評価



※新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備えるための特例的な措置

学校が課した家庭学習が以下の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断したときには、学校の再開後等に、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができること。

〈要件〉①教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること

②教師が当該家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること

一部の児童生徒への学習の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じること。

《令和2年4月10日付け2文科初第87号文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」より抜粋》

※上記の「臨時休業に係る学習の進め方のイメージ」は、小・中・高等学校に共通するものとして表記している。

3 臨時休業中の家庭学習の実施に係る年間指導計画の見直し

(1) 家庭学習で実施する学習内容の整理と年間指導計画の見直し **Q&A**

○臨時休業中の家庭学習の充実を図るため、各学校においては、改めて、各教科・科目等の学習内容について、次の①～③などの視点から整理し、臨時休業中の家庭学習において扱う単元、学習内容等を定めること。

①課題等による家庭学習で十分な成果を期待できるもの

②実験・実習など対面指導のもとに学習する必要がある家庭学習で実施することが難しいもの

③学習指導要領において他者との協働による学習を行うことが求められているもの

○家庭学習のための課題の設定に当たっては、各学校において年間指導計画等の見直しを行い、必要に応じて、計画の変更や内容の精選等を行うこと。

(2) 実験・実習など家庭学習で実施することが難しい内容の扱い

○実験・実習などの家庭学習で実施することが難しい内容については、年間指導計画を見直し、そのような内容を含む単元については、学校の教育活動再開後に扱うこととするなど、指導計画の変更を行うこと。

○臨時休業中に取り扱うこととした単元の中の実験・実習について、その一部又は全部を学校の教育活動再開後に扱うこととすることは可能であるが、学校の臨時休業期間が長期に及ぶ可能性があることも十分考慮して指導計画の変更を行うこと。評価に当たっては、単元ごとに観点別学習状況の評価を行い、それを総括して評価を行うものであり、同一の単元の中で行われる学習活動は、本来、一つの学期の中で扱われるべきものであることを踏まえ、複数の学期にわたって扱う場合には、総括評価の際にその取扱いに留意すること。

○特に、職業に関する学科においては、当該学科の教科に属する科目（例えば、農業に関する各学科においては、農業科に属する科目）に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当することとされており、また、生徒も各学科に係る技術の習得や資格の取得を目指していることから、実験・実習の機会の確保は重要である。そうした学科の特性を踏まえ、指導計画の変更については、学校の教育活動再開後に扱う実験・実習に円滑につなげることができるよう配慮することが必要である。

○職業に関する学科における実験・実習のうち、特に基礎的・基本的な技術を身に付けるために必要不可欠なものについては、家庭学習において、実験・実習の内容を十分に理解できるよう動画の視聴等を含めた学習の工夫を行うこと。（※学校の教育活動再開後に行う実験・実習につなげるための家庭学習の工夫については、「5の(7)」に記載） **Q&A**

(3) 指導計画に基づいた週ごとの課題の一覧の作成と生徒への提示 **Q&A**

○生徒が学習指導要領に基づいた教育課程に基づく学習を行うことができるよう、各学校が定めた年間指導計画に基づき、計画的に指導を行うことが必要である。また、生徒の学習習慣を確立するためには、毎日、一定の時間に学習することを促すよう、例えば、週ごとに時間割を示し、時間割に基づいた課題等を課す、達成状況を生徒

自身が確認できるようにするなどの工夫を行うことが考えられる。

- 各学校においては、令和2年4月21日付け高第1224号高校教育課長通知「新型コロナウイルス感染症対策のため臨時休業等に伴い学校登校できない児童生徒の学習指導について」に従い、各教科・科目等の「単元の指導と評価の計画」に基づき、課題の一覧を1週間ごとに作成し、課題に係る学習目標や評価の観点・評価規準を生徒に示すこと。（別添資料）「臨時休業期間中の学びについて」参照。）

4 臨時休業中の家庭学習の充実

(1) 学習習慣の確立等に向けた指導・支援

- 臨時休業中の学習指導に当たっては、生徒が自宅等にいる状況であっても、規則正しい生活習慣を身に付け、学習を継続することができるように指導・支援することが重要である。そのためには、保護者の理解を得て、協力いただく必要がある。
- 学校の教育活動再開後も見据え、生徒と学校の関係を構築し維持できるよう、必要な措置をとること。
- 規則正しい生活習慣や学習習慣の確立に向けて、個別の生徒・家庭の状況に応じ、G Suite for Education 等のクラウドサービスや電話連絡による対応、生徒・保護者の了解のもとでの登校機会の設定など、必要な措置をとること。

(2) 学習評価の視点に立った適切な課題の設定 **Q&A**

- 生徒一人ひとりの学習の成立を促し、学校全体の教育活動の質の向上を図るために、教員が生徒の学習の成果を的確に捉え、指導の改善を図ることが重要である。また、生徒が自らの学習を振り返り、次の学びに向かうことができるようにするためにも、学習評価の果たす役割は大変重要である。
- そのため、従前から、目標に準拠した評価としての観点別学習状況の評価を実施しているところであるが、臨時休業中の学習指導の実施に当たっても、学習指導要領に則り、「単元の目標」に基づく「評価規準」を設定し、「評価規準」として示した）目標の実現に向けた学習活動を計画し、教科用図書に基づいた適切な指導を行うことが必要である。
- その際、各教科・科目等の「単元の指導と評価の計画」に基づき、課題の一覧を1週間ごとに作成し、課題に係る学習目標や評価の観点・評価規準を生徒に示すこと。（再掲）（別添資料）「臨時休業期間中の学びについて」参照。）

(3) 一人ひとりの学習状況の把握と必要な指導・支援

- 家庭学習の状況についても、目標に準拠した評価としての観点別学習状況の評価の趣旨を踏まえ、生徒一人ひとりの学習状況を適切に把握し、評価するとともに、生徒の学習状況に応じて個別の指導を行うこと。特に、目標の実現状況について「努力を要する」状況の生徒に対しては、必要な手立てを講じ、適切に指導・支援すること。
- 特別な配慮を必要とする生徒に対しては、個々の生徒の状況に応じて、柔軟に対応すること。

(4) 課題の添削指導のための個人情報の校外持ち出し

- 令和2年4月14日付け高第1162号「国における緊急事態宣言に伴う県立学校等における臨時休業等に係る対応について（通知）」により、在宅勤務中における学習課題の添削指導等のため、臨時休業の期間中に限って、生徒から提出された課題や生徒名票の個人情報を校外に持ち出すことを特例として認めることができるものとしている。（平成28年3月30日付け高第448号「県立学校における個人情報の適切な管理の徹底について（通知）」及び特第110号「県立特別支援学校における個人情報の適切な管理の徹底について（通知）」により、個人情報については、原則持ち出し禁止としている。）
- なお、校外に持ち出す際は、「個人情報等校外持ち出し許可願」により、校長の許可を得るようすべての教職員に徹底すること。また、校外に持ち出した場合の管理についても、十分注意を払うよう教職員に徹底すること。

(5) ICTの活用と対面での指導が必要な場合の対応

- 感染拡大防止の観点から、家庭学習の実施及びその状況の把握等に ICT を積極的に活用すること。その際、生徒の家庭の ICT 環境を把握し、ICT 環境が整わない家庭がある場合は適切な対応をとること。 **Q&A**
 - 生徒の家庭の ICT 環境が整っていない場合、次のような対応が考えられるので、状況に応じて柔軟に対応すること。 **Q&A**
 - ・ 生徒はスマートフォンを所有しておらず、家庭にインターネットに常時接続できる Wi-Fi 等の環境もない場合、当該生徒にモバイルルータ及び学校に配備している生徒用学習端末（タッチパネル付きノートパソコン（クロームブック））を貸与する。
 - ・ 生徒はスマートフォンを所有しておらず、家庭にインターネットに常時接続できる Wi-Fi 等の環境はあるが、生徒が学習に活用できる端末がない場合、当該生徒に学校に配備している生徒用学習端末（タッチパネル付きノートパソコン（クロームブック））を貸与する。
 - ・ 生徒はスマートフォンを所有しているが、通信事業者による通信容量制限の緩和策を受けられない契約形態（いわゆる、MVNO（仮想移動体通信事業者）の契約等）であり、また、家庭にインターネットに常時接続できる Wi-Fi 等の環境がない場合、当該生徒にモバイルルータを貸与する。
- なお、各学校にモバイルルータを用意できるまでの間は、課題等の郵送による配付や提出、電話による状況把握と指導・支援を行うほか、その状況に応じて、必要な場合は、当該生徒・保護者の了解のもと、個別の登校の機会を設けることにより、対面での指導・支援を行うことができる。その際は、感染防止の措置をとること。
- 家庭の ICT 環境が整っている場合であっても、生徒の状況により、対面での指導が必要と判断される場合は、生徒・保護者の了解のもと、個別の登校の機会を設けることにより、対面での指導・支援を行うことができる。その際は、感染防止の措置をとること。
 - 生徒へのモバイルルータや生徒用学習端末（タッチパネル付きノートパソコン（クロームブック））の貸与に当たっては、校長が許可することとし、貸出台帳を作成して、当該生徒氏名、貸与する機材、貸与日等を記録し、貸与機材の管理を行うこと。

○ICT の活用に関して、不明な点がある場合は、高校教育課に相談すること。

《令和2年4月21日付け2文科初第154号文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障について」》

児童生徒に家庭学習を課す際や学習状況の把握を行う際には、ICTを最大限活用して遠隔で対応することが極めて効果的であることを踏まえ、今回は緊急時であることも鑑みると、学校設置者や各学校の平常時における一律の各種ICTルールにとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、まずは家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなど、ICT環境の積極的な活用に向け、あらゆる工夫をすること。

なお、ICTを活用した遠隔での指導等を行う際の著作物利用に係る著作権の取扱いについては、平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信保証金制度」が4月28日に施行となり、著作権者の許諾を得ることなく円滑な著作物利用が可能となることに留意すること（保証金額については、権利者団体において、令和2年度は特例的に無償として申請）。

(6) 生徒の心身の状況の把握と心のケアについて

- 学級担任や副担任等を中心として、ICTや電話等を活用して、臨時休業中の生徒及び保護者と連絡を密にとり、特別活動におけるホームルーム活動の観点から、生徒の心身の健康状態を把握し、生徒一人ひとりの発達の支援に努めること。
- 新型コロナウイルス感染症に起因する様々な悩みやストレス、その他様々な不安等に関し、必要に応じて、養護教諭や教育相談コーディネーター等と情報共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつなぐなど、必要な支援を行うこと。
- 生徒や保護者の悩みや不安に対応するため、各学校の相談窓口を周知するほか、「総合教育センターの総合教育相談」「24時間子どもSOSダイヤル」「子ども・家庭110番」「こころの電話相談」等の相談窓口を周知するなど、生徒の心のケア等に配慮すること。
- 生徒の心のケア等の必要性に応じて、対面での指導が必要と判断される場合は、生徒・保護者の了解のもと、個別の登校の機会を設けることにより、対面での指導・支援を行うことができる。その際は、感染防止の措置をとること。

5 ICTを活用した学習等の推進

(1) G Suite for Education 等のクラウドサービスの活用

- 感染拡大防止の観点から、家庭学習の実施及びその状況の把握等にICTを積極的に活用することとし、臨時休業期間が長期に及ぶ中、より一層の家庭学習の充実を図るため、すべての県立高等学校及び県立中等教育学校において、G Suite for Education等のクラウドサービスを積極的に活用すること。
- 令和2年度4月補正予算で措置した家庭におけるWi-Fi環境の整備（モバイルルーターの貸与）について、学校ごとに整った段階で、ICTを活用した学習指導を推進すること。生徒の家庭のICT環境が整うまでの間は、「5の(8)」に示した「クラウドサービスを活用した同時双方向の遠隔授業」は実施しないこと。その他のICTを活用した学習等については、ICT環境の整わない家庭の生徒が不利益を被ることがないように、適切な配慮のもと実施すること。 **Q&A**

(2) 教職員の在宅勤務の推進に向けた ICT の積極的な活用

- 「4の(4)」に記載のとおり、学校に配備された生徒用学習端末（タッチパネル付きノートパソコン（クロームブック））を、家庭の ICT 環境が整っていない生徒のために活用するほか、教職員の在宅勤務を推進する観点から、教職員への貸与を可能とする。
- 教職員への生徒用学習端末の貸与に当たっては、校長が許可することとし、貸出台帳を作成して、貸出する端末及び貸出日等を記録し、管理を徹底すること。また、貸与を受けた教職員は、端末を破損や紛失することのないよう、その管理に万全を期すこと。
- 学習のための課題の作成と教職員間での共有や共同作成のために、Google Classroom を教職員用に設定して、教職員が在宅勤務を行っていても、生徒への指導用の教材等を作成したりするなど、クラウドサービスを積極的に活用すること。なお、教材作成以外の学校の業務データの共有及び、教員間の打合せには Microsoft Teams（テレビ会議機能も有り）を活用すること。 **Q&A**

(3) クラウドサービスを活用したホームルーム・健康観察の実施

- 生徒の基本的な生活習慣や学習習慣を維持するために、クラウドサービス（Google Classroom 等）を活用して、少なくとも一日一回以上の定時連絡を行うことで、平時の学校において行っているホームルームと同様のものを実施すること。実施する時間、回数については、各学校や課程の実情に応じて、各学校で定めること。その際、定時連絡の項目として、健康観察の項目を必ず含めること（定時に生徒が入力することとしてよい）。 **Q&A**
- Google Classroom 等を活用する場合、設定に当たっては、学級担任だけでなく副担任や学年の他の教員等、複数の教職員が同時に参加でき、内容を確認できるようにすること。 **Q&A**
- 各学校の工夫として、G Suite for Education に含まれる機能（Meet）を活用して、オンラインでホームルームを実施することも考えられる。

(4) クラウドサービスの教育相談への活用

- 教育相談が必要と判断される生徒の相談に当たっても、感染拡大防止の観点からクラウドサービスを積極的に活用すること。ただし、Google Classroom 等への書き込みに関し、全体共有、個別メッセージの違いなどを示し、具体的な相談内容は記載しないよう指導すること。
- 生徒の状況に応じて、必要な場合は、スクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーと調整の上、スクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーとの教育相談を実施する際にもクラウドサービス（Meet の機能）を積極的に活用すること。ただし、教育相談を実施する際は、教育相談コーディネーター等をとおしてスクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーの勤務日の勤務時間内に行うよう調整すること。
- なお、生徒の心のケア等の必要性に応じて、対面での指導が必要と判断される場合は、生徒・保護者の了解のもと、個別の登校の機会を設けることにより、対面での指導・支援を行うことができる。その際は、感染防止の措置をとること。

(5) クラウドサービスを活用した家庭学習のための課題や教材の提示 **Q&A**

- 感染拡大防止の観点から、1週間ごとに作成された「課題の一覧」に示した内容に基づいた家庭学習のための課題や教材を生徒に提示する際は、Google Classroom 等を活用すること。
- 家庭学習のための課題や教材の作成に当たっては、教科用図書や副読本を活用することを前提として、スマートフォン等の端末のみで取り組むことが可能な課題や教材、パソコンやタブレット端末などを用いて取り組むことが望ましい課題や教材など、学校や生徒、家庭の実情に応じて工夫すること。

(6) クラウドサービスを活用した課題の提出と添削指導 **Q&A**

- 感染拡大防止の観点から、生徒が取り組んだ課題を提出する際にも、Google Classroom 等を活用すること。
- 学習内容の定着を図るため、また、「関心・意欲・態度」の状況を把握するためにも、生徒に学習で身に付けたこと（分かったことや疑問に思ったこと等）などについての振り返りを記入させること。振り返りについては、課題の中に含めたり、ポートフォリオとして記録させるなど各学校で工夫すること。
- 提出された課題に関しては、添削による指導等を行い、生徒にフィードバックすること。各生徒の単元の学習の状況について把握し、その状況を観点別学習状況の評価として評価し、適切な機会を捉えて生徒にフィードバックすることにより、学びの改善を図ること。

(7) クラウドサービスを活用したオンライン授業の実施 **Q&A**

- クラウドサービスを活用したオンラインでの授業の実施については、①授業動画を生徒が視聴し、課題等に基づいた学習を行うものと、②同時双方向で行う遠隔授業により学習を行うものがある。ここでは、①を「オンライン授業」とする。
- 「オンライン授業」の実施に当たっては、5分から10分程度の短い時間で、生徒に身に付けてほしい基礎的な知識・技能等を説明・解説するとともに、知識・技能をどのように活用して課題等の学習に取り組むのか説明するなど、生徒が学習に取り組むやすい工夫を行うこと。
- 課題への取り組み方や提出に当たっての留意点を「オンライン授業」の中で説明するなど、家庭学習の指導・支援を行い、学習評価に結びつくものとなるようにすること。
- 臨時休業中のため、生徒は自宅にいる状況が続いているが、教科担当者がオンラインで授業を行うことで、学習への動機付けや学習習慣の確立につながることを期待できる。
- 「3の(2)」に記載の職業に関する学科で実施する実験・実習のうち、特に基礎的・基本的な技術を身に付けるために必要不可欠なものについて、学校の教育活動再開後における実験・実習の学習にスムーズにつなげるために、実験・実習の内容を事前に理解することができるよう、実験・実習のポイントや留意点等に関する動画等の教材を作成し、「オンライン授業」により生徒の理解を促すこと。

(8) クラウドサービスを活用した同時双方向の遠隔授業の実施 **Q&A**

- 同時双方向の遠隔授業を行うことで、平時の教室で行う授業に近い形で、他者との協働による学習を行うことも可能となる。
- 必ずしも 50 分間継続して同時双方向による授業を行う必要はなく、育成を目指す力を効果的に育むための学習活動を計画し、必要な場面で必要な時間、実施する。同時双方向で行う時間以外は、課題に基づく学習を行う。
- 学習活動の計画に当たっては、同時双方向の遠隔授業でなければ、できない学習であるのか、十分に吟味し、併せて、生徒の家庭の ICT 環境等も考慮した上で、学習指導について計画すること。

(9) クラウドサービスを活用する際の個人情報の取扱い **Q&A**

- クラウドサービスを活用して生徒から提出された課題等については、添削による指導等を行い、生徒にフィードバックすることとしている（5の(6)）。添削指導を行う際は、生徒一人ひとりが自らの学習を振り返り、その改善に生かすことができるよう留意しながら添削することとし、そのための形成的な評価、日常的に行われる小テスト等の状況等については、記載して差し支えない。
- なお、総括評価である評定や観点別学習状況の評価、また、定期試験の得点については、クラウドサービスを活用して生徒にフィードバックできないものとする。
- さらに、生徒にフィードバックする情報が他の生徒に漏えい等することのないよう、その取扱いに十分留意すること。

6 総括評価について

(1) 科目の観点別学習状況の評価及び評定について **Q&A**

- 科目の一部又は全部が臨時休業中の家庭学習により行われた場合であっても、各学校において、「単元の目標」に基づく「評価規準」を設定し、「(評価規準として示した) 目標の実現に向けた学習活動を計画、実施した際の生徒の学習状況について観点別学習状況の評価を行い、総括評価としての評定を行うものとする。

(2) 科目の単位認定について

- 校長は、科目の一部が臨時休業中の家庭学習により行われた場合であっても、生徒の学習状況が、科目の目標に照らして満足できる状況であると認められる場合には、当該科目の単位を認定することができる。
- 特に、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる科目の場合など、科目の全部が臨時休業中の家庭学習により行われた場合であっても、校長は、生徒の学習状況が、科目の目標に照らして満足できる状況であると認められる場合には、当該科目の単位を認定することができる。

7 学校の教育活動再開後の学習の補填についての考え方

(1) 臨時休業中の学習の実施状況の把握と指導計画の見直し

- 臨時休業期間の後、学校の教育活動の再開については、その時点の状況を踏まえ、生徒の安全・安心を第一に、準備期間を含め一定期間をおいてからの分散登校、時差通学・短縮授業などの段階的な再開を検討することとしている。
- 各学校においては、学校の教育活動の再開の見通しが立った段階で、各科目等の臨時休業中の学習の状況を把握し、再開後の各科目に充当すべき時間数を検討・計画し、指導計画の見直しを行うこと。

(2) 学習の補填についての考え方

- 学校の教育活動の再開の見通しが立った段階で、再開後の各科目の指導に充当すべき時間数を検討・計画し、指導計画の見直しを行う際、①長期休業期間の短縮による授業時間数の補充に加えて、②週休日における授業（土曜授業）の実施による授業時間数の補充、③平日の補習等の実施による学習内容の補填の組合せ等により学習の補填を行うことができる。学校の教育活動再開後における取組の具体については、後日、別途示す。 **Q&A**

- それぞれの扱いについては次のとおりとする。

- ・長期休業期間の短縮

学年始、夏季、冬季、学年末等の休業あらかじめ教育長に届け出た日は、学年で通算して60日以内とし、届け出た休業日の日数により難い特別の事情が生じたときは、その日数を減少することができるとしている（5日以内）が、今般の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のための臨時休業の実施に伴う対応においては、学年の休業日の日数を一定の範囲内で減じることとする。なお、休業日の日数を減じる場合の一定の範囲については、後日、別途示す。

- ・週休日における授業（土曜授業）の実施

今般の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のための臨時休業の実施に伴う対応においては、学校及び生徒の実情に応じて、週休日における授業（土曜授業）の実施を可能とする。

- ・平日の補習等の実施

生徒の学習ニーズに応えるために、授業時間に充当しない補習を行うことは可能であるが、その場合は、授業時間に位置付けて実施する授業の内容を補うものとし、平日の補習を受けなければ、当該科目等の学習内容の扱いに不足が生じることがないようにすること。

なお、平時の授業においては、1日当たり50分授業を6時間、週当たり30時間の授業時間としている学校が、指導計画の見直しにより週当たり30時間を超えて時間数を設定することができる。その場合、1日当たり45分授業を7時間とする等の工夫をすることも考えられる。

(例) かもめ高等学校 (1 学年) 休業期間中 (4 月 27 日～5 月 1 日) の学びについて

臨時休業期間中に生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に遅れが生じることのないよう、学校、生徒の状況等も踏まえながら、家庭学習の課題を課す等により、生徒の学習を支援するための必要な措置を講じるようお願いします。

家庭学習により単元の学習を完結させることを想定し、単元の評価規準に基づき、課題を作成してください。課題を提示する際には、本資料を参考に、学習の目標及び評価について記載し、一覧にして提示したりするなど、生徒が学習を進めやすいよう御配慮ください。なお、観点別学習状況の評価は、基本的に「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」、「知識・理解」の観点について行うこととされていますが、本資料では、一週間分の課題として示していることを踏まえ、一部の観点についてのみの評価としている科目があります。

教科	科目名	単元又は題材	学習の目標	課題等	評価について
国語	国語総合	「文章を読んで、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにする」	<p>○文章や作品を読み、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにしようとする。</p> <p>○文章や作品を読み、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにする。</p> <p>○語句の意味、用法及び表記の仕方を理解し、語彙を豊かにする。</p>	<p>○教科書にある文章や作品などを読んで、共感したり、疑問に思ったり、自分なりに考えたりしたことを文章にまとめる。</p> <p>○文章や作品を読むのに必要な語句の意味や用法等を確認するため、辞書等の補助教材を活用し、調べたことについてもまとめる。その際、インターネット等を活用することも考えられる。</p> <p>○学習の目標を意識して見通しを立て、学習を進める中で気付いた点や工夫した点等を振り返りシートに随時記入する。</p>	<p>○提出された文章により、目標に記された「読むこと」及び「知識・理解」を評価する。また、提出された文章と振り返りシートにより、学習の進め方について試行錯誤した点等を「関心・意欲・態度」として評価する。</p> <p>※ この学習では、「文章にまとめる」書く活動を行うが、「文章をどのように読んだのか」読む力を評価する。</p> <p>【評価規準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文章や作品を読み、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにしようとしている。(関心・意欲・態度) ・文章や作品を読み、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにしている。(読む能力) ・語句の意味、用法及び表記の仕方を理解し、語彙を豊かにしている。(知識・理解)
地理 歴史	世界史A	「世界史へのいざない」	<p>○「世界史へのいざない」の学習として、日本の歴史と世界の歴史のつながりにかかわるテーマを考察することの大切さを自覚する。</p>	<p>○教科書を参考に、日本の歴史と世界の歴史のつながりにかかわる事例を自分で取り上げて、自分で調べてまとめる。</p> <p>○日本の歴史と世界の歴史のつながりについて、資料集や図説をインターネット等を活用し、歴史的に考察するとともに、その過程や結果を調べ、レポートにまとめる。</p> <p>○事例の考察に必要な諸資料について、図表などにまとめたりしたことをレポートに添える。(写真や図版などを添えることも考えられる)</p>	<p>○レポートの内容・振り返りを「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「資料活用の技能」の評価材料として評価する。</p> <p>【評価規準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の歴史と世界の歴史のつながりについて、テーマを設定し考察することで、歴史への関心を高めようとしている。(関心・意欲・態度) ・主題設定した学習を通して、日本の歴史と世界の歴史のつながりについて、歴史的に考察するとともに、その過程や結果を適切に表現している。(思考・判断・表現) ・主題設定した学習を通して、事例の考察に必要な諸資料について、有用な情報を読み取ったり図表などにまとめたりしている。(資料活用の技能)
	日本史A	「私たちの時代と歴史」	<p>○近現代の歴史的事象と現在との結び付きを考える活動を通して、歴史への関心を高め、歴史を学ぶことの大切さを自覚する。</p>	<p>○教科書や副教材(資料集や図説)を参考に、近現代の歴史的事象と現在との結び付きを考えるためのテーマを設定し、レポートにまとめる。</p> <p>○近現代の歴史的事象と現在との結び付きについ</p>	<p>○レポートの内容・振り返りを「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「資料活用の技能」の評価材料として評価する。</p> <p>【評価規準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近現代の歴史的事象と現在との結び付きを考えることで、歴史

				<p>て、身近な例を考察し、それを教科書や資料集、インターネット等を活用し、その過程や結果をレポートにまとめる。</p> <p>○事例の考察に必要な諸資料について、表やグラフなどにまとめてレポートに添える。(写真や図版などを添えることも考えられる)</p>	<p>への関心を高めようとしている。(関心・意欲・態度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有意義なテーマを設定し、自ら考察し、その過程や結果を適切に表現している。(思考・判断・表現) ・主題設定した学習を通して、事例の考察に必要な諸資料について、有用な情報を読み取ったり図表などにまとめたりしている。(資料活用の技能)
	地理A	「現代世界の特色と諸課題の地理的考察」	<p>○「現代世界の特色と諸課題の地理的考察」の学習として、世界諸地域の生活・文化及び地球的課題について考察することの大切さを自覚する。</p>	<p>○教科書や副教材(資料集や図説)を参考に、世界諸地域の生活・文化及び地球的課題について、自らテーマを設定し、自分で調べてレポートにまとめる。</p> <p>○自分が関心ある世界諸地域の生活・文化及び地球的課題を調べる際、その過程や結果を適切に示し、レポートにまとめる。</p> <p>○活用した諸資料については表やグラフなど図表としてまとめ、レポートに添える。(写真や図版などを添えることも考えられる)</p>	<p>○レポートの内容・振り返りを「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「資料活用の技能」の評価材料として評価する。</p> <p>【評価規準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界諸地域の生活・文化及び地球的課題に対する関心と課題意識を高め、それを意欲的に追究し、捉えようとしている。(関心・意欲・態度) ・世界諸地域の生活・文化及び地球的課題を考察し、その過程や結果を適切に表現している。(思考・判断・表現) ・世界諸地域の生活・文化及び地球的課題に関する諸資料を収集し、有用な情報を選択して、読み取ったり図表などにまとめたりしている。(資料活用の技能)
公民	現代社会	「現代社会の諸課題」	<p>○現代社会における諸課題を扱う中で、社会の在り方を考察する基盤としての幸福、正義、公正などについて理解するとともに、現代社会に対する関心を高め、いかに生きるかを主体的に考察することの大切さを自覚する。</p>	<p>○生命、情報、環境などに係る現代社会の諸課題の中から自らテーマを設定し、これらの課題に対しては多様な見方・考え方があることを踏まえた上で、課題解決に対する自分なりの考えをレポートにまとめる。</p>	<p>○レポートの内容から「関心・意欲・態度」及び「思考・判断・表現」の観点について評価する。</p> <p>【評価規準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的課題について、自己との関わりの中で考察し、その解決の在り方を主体的に追究しようとしている。(関心・意欲・態度) ・現実社会の諸課題及び「幸福、正義、公正」などの価値観には多様な見方・考え方があることを踏まえた上で、自分なりの「幸福、正義、公正」について追究し、それに基づき社会的課題の解決の在り方を考察している。(思考・判断・表現)
数学	数学I	「式の展開と因数分解」	<p>○二次の乗法公式及び因数分解の公式の理解を深め、式を多面的にみたり目的に応じて式を適切に変形したりすることができる。</p>	<p>○教科書を参考に学習を進め、教科書に取り上げられている、式の展開及び因数分解などの問題に取り組む。</p> <p>○式変形の根拠をポイント毎に記述したり、式の展開及び因数分解について問題解決の方略をまとめたりする。</p>	<p>○解答の記述内容や、式変形の根拠についての記述、問題解決の方略のまとめの記述から「知識・理解」、「数学的な技能」、「数学的な見方や考え方」の観点で評価する。</p> <p>【評価規準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗法公式や因数分解の公式の意味を理解している。(知識・理解) ・乗法公式や因数分解の公式などを用いて式を目的に応じて変形することができる。(数学的な技能) ・一つの文字に着目したり、一つの文字に置き換えたりするなどして、いろいろな式の見方をすることができる。(数学的な見方や考え方) ・目的に応じて、的確に式を変形する方法を考察することができる。(数学的な見方や考え方)

理科	生物基礎	生物と遺伝子「遺伝子とその働き」	○タンパク質の合成に際して、DNAの塩基配列がアミノ酸に置き換えられることについて考察し、表現できる。	○教科書や副教材等を活用して、DNAとRNAの塩基の相補性に関する基本的事項を身に付け、実験内容に関する考察問題に取り組む。	○レポートの内容を「思考・判断・表現」の評価材料として評価する。 【評価規準】 ・DNAの塩基配列がアミノ酸に置き換えられることについて考察できる。(思考・判断・表現)
		生物の体内環境「免疫」	○免疫とそれに関わる細胞の働きについて理解し、知識を身に付ける。	○教科書や副読本等を活用して、免疫とそれに関わる細胞の働きについて、身近な現象と関連付けてまとめる。	○レポートの内容を「知識・理解」の評価材料として評価する。 【評価規準】 ・免疫とそれに関わる細胞の働きについて身近な現象と関連付けて理解している。(知識・理解)
	物理基礎	「運動の表し方」	○身近な物理現象について、物理量の測定と表し方、分析の手法を理解する。	○教科書を参考に、単元で用いられる物理用語について、日常生活や社会と関連付けて自分でまとめる。	○レポートの内容・振り返りを「知識・理解」の評価材料として評価する。 【評価規準】 ・物理用語について、言語、数式及びグラフを適切に用いてまとめることができる。(知識・理解)
			○物体の運動の基本的な表し方について、理解する。	○直線上の運動における $v-t$ グラフまたは $x-t$ グラフからどのような運動か、数式、図示及び言語で表す。また、数式、図示及び言語で表された運動を $v-t$ グラフ又は $x-t$ グラフで表す。	○レポートの内容を「知識・理解」の評価材料として評価する。 【評価規準】 直線上の運動について、言語、数式及びグラフを用いて適切に表すことができる。(知識・理解)
			○合成速度及び相対速度の考えを用いて、2物体の運動を考察し、表現できる。	○運動する2つの物体について、それぞれの立場や静止する観測者の立場から観測される運動を、合成速度及び相対速度の考えを用いて、数式、図及び言語でまとめる。	○レポートの内容を「思考・判断・表現」の評価材料として評価する。 【評価規準】 2物体の運動について、合成速度および相対速度の考えを用いて、数式、図及び言語で表すことができる。(思考・判断・表現)
	保健 体育	体育	体育理論	○スポーツの歴史、文化的特性や現代のスポーツの特徴等について理解する。	○「学習プリント」に示した各時間のテーマに沿った問いに基づき、教科書等を活用して調べたり、自分の考えをまとめたりする。 ※2週又は3週にわたり取り組むこと。
保健		現代社会と健康(健康の考え方)	○我が国の死亡率、平均寿命、受療率など各種の指標を通して健康水準の動向を取り上げ、科学技術の発達や社会経済の発展に伴って健康水準が向上してきたこと、さらに、疾病構造が変化してきたことを理解する。	○教科書等を参考に、わが国における健康水準の変化、わが国における健康問題の変化についての問いに基づき、自分の考えをまとめる。	○提出された課題の解答や、記述の内容から、「知識」、「思考・判断」の観点で評価をする。 【評価規準】 ・健康水準の変化、健康問題の変化について資料等で調べたことを基に、課題を見つけたり、整理したりするなどして、それらを説明することができる。(思考・判断) ・平均寿命ののびと死亡率の低下、健康水準向上の背景、生活習慣病の増加、新たな健康問題について、基礎的な事項について、理解したことを記述している。(知識・理解)

芸術	音楽 I	「生活の中の音楽の役割について考えてみよう」	○音や音楽と生活や社会とのかかわりについて考え、音環境への関心を高める。	○「現在の社会情勢を踏まえ、生活の中の音楽の役割について、自分の考えを 400 字～600 字で、レポートにまとめる。	○レポートについては、記述内容を「音楽への関心・意欲・態度」の観点で評価する。 【評価規準】 B「鑑賞」 ・生活の中の音楽について考えることをとおして、音楽の見方、考え方を豊かにし、作曲者及び演奏者による表現の特徴などに関心をもち、鑑賞の学習に主体的に取り組もうとしている。(音楽への関心・意欲・態度)
				○「現在の社会情勢を踏まえ、生活の中の音楽の役割について、自分の考えを 400 字～600 字で、レポートにまとめる。	○レポートについては、記述内容を「音楽への関心・意欲・態度」の観点で評価する。 【評価規準】 A「表現」 ・生活の中の音楽について考えることをとおして、音楽の見方、考え方を豊かにし、音楽や音楽文化に関心をもち、歌唱(器楽、創作)の学習に主体的に取り組もうとしている。(音楽への関心・意欲・態度)
	【課題を設定するにあたって】 授業の中で表現したり鑑賞したりする多くの楽曲について、それらを創作した著作者や実演奏家等がいることや、その人たちの作品であることを生徒が意識できるようにし、このような意識を高めることによって、日常生活の中にある音楽、将来かかわっていく音楽についても、同様に意識できるようにさせる。				
美術 I	「身近なものを描く(静物デッサン)」	○静物デッサンの表現形式の特性を生かし、意図に応じて表現方法を創意工夫し、創造的に表す。 ○価値意識をもって自分の作品に対する見方を深める。	○「身近なものを描く」というテーマをもとに静物デッサンに取り組む。 ○無理なく準備できる画材・素材を用いて、創造的な表現の構想を練ったり、意図に応じて材料や用具の特性を生かしたりしながら、制作に取り組む。 ○その際、質感の異なるものを2つ以上組み合わせ静物デッサンに取り組む。 ※画材・素材の例 ・B4(八つ切り)サイズ程度の画用紙 ・黒さ、硬さの異なる鉛筆3種類程度(4B・B・Hなど) ・消しゴム(あれば練りゴムも)、ガーゼ又はティッシュ	○制作過程の記録、完成作品の自己鑑賞についてレポートにまとめる。「発想や構想の能力」「鑑賞の能力」の観点で評価する。 【評価規準】 ・静物デッサンの表現形式の特性を生かし、形体、色彩、構成などを工夫して創造的な表現の構想を練っている。(発想や構想の能力) ・自分の作品のよさや美しさ、意図と表現の工夫などを振り返り、作品に対する見方や感じ方、考えなどをもち、根拠を持って記述している。(鑑賞の能力) ○作品については「創造的な技能」の観点で評価する。 【評価規準】 ・技法や材料、用具の特性を理解し、目的や意図に応じて、特性や効果を生かして表現している。(創造的な技能)	
		○静物画の比較鑑賞を通じて、対象作品の造形的なよさや美しさ、表現の意図と創意工夫などについて考え、価値意識をもって対象の作品に対する見方や感じ方を深める。	○B「鑑賞」の学習として、教科書に掲載されている静物画を2～3作品抽出し、比較鑑賞を行う。 ○作品のよさや美しさ、作者の心情や意図と表現の工夫などについて、とくに次の点について、それぞれの作品をみくらべ、感じ取ったり、考えたりしたことをレポートにまとめる。	○レポートの記述内容をもとに「美術への関心・意欲・態度」及び「鑑賞の能力」の観点で評価する。 【評価規準】 比較鑑賞を通じ、それぞれの作品のよさや美しさ、作者の心情や意図と表現の工夫などに関心をもち、作品などについて理解しようとしている。(美術への関心・意欲・態度)	

				<ul style="list-style-type: none"> ・作者の作品に対する想いやテーマについて ・色彩の表現の特徴や工夫について ・形体や構図の表現の特徴や工夫について ・質感や空間の表現の特徴や工夫について 	比較鑑賞を通じ、それぞれの作品の特徴を分析するなどして、作品に対する見方や感じ方、考えなどをもち、根拠を持って記述している。(鑑賞の能力)
外国語	コミュニケーション英語 I	Lesson 1 “Take a shot or not”	<p>○最近の若者の SNS 依存に関する英文を読んで、情報や筆者の考えなどを理解したり、概要や要点を捉えたりすることができる。(「読むこと」の領域)</p> <p>○最近の若者の SNS 依存に関する英文を読んで、学んだことや経験したことに基づき、情報や自分の考えについて、簡潔に書くことができる。(「書くこと」の領域)</p>	<p>○Read the passage of the textbook, and write an essay. (100-200 words)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・The topic of the essay is: “Do you take out your smartphone and take pictures of the beautifully-decorated, delicious-looking dishes in front of you while eating out with some of your friends or not?” ・In your essay, you need to answer the following questions. <p>Q1. According to the author, what makes a lot of young people upload pictures of good-looking food to SNS?</p> <p>Q2. Do you think it rude to take photos at a restaurant?</p> <p>Q3. Why do you want to take photos of the food or why not?</p>	<p>○エッセイの内容について、「外国語表現の能力」及び「外国語理解の能力」の観点で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テキストを読んで、特に重要な事実等を捉え、全体の要旨を理解することができる。(外国語理解の能力) ・読んだことについて、その内容に対する自分の考えを簡潔に書くことができ、その理由を書くことができる。また、事実と意見を区別して書くことができる。(外国語表現の能力)
家庭	家庭基礎	「ホームプロジェクト」	<p>○生活上の課題を設定し、解決に向けて生活を科学的に探究したり、創造しようとする実践的な態度を身に付ける。</p>	<p>○教科書の「ホームプロジェクト」の例を参考に、生活上の課題を見つけ、解決方法を考える。</p> <p>例えば、保育分野では、小さな子どものために家の中でも楽しめるおもちゃや絵本を作る。食生活分野では、日本の四季や文化を感じられる和食の献立を考えて調理する。消費生活分野では、家庭ごみの行方を調べ、自分ができる資源・環境に配慮した消費生活について考えるなど、外出できない現在の社会情勢や家の中で気になっていることなどについて取り組み、レポートにまとめる。</p>	<p>○レポートの内容を「関心・意欲・態度」の評価材料とする。</p> <p>【評価規準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活上の課題を設定し、解決に向けて生活を科学的に探究したり、創造しようとしたりしている(関心・意欲・態度)
情報	社会と情報 情報の科学	(社)「情報とメディアの特徴」 (情)「情報社会の発展と情報技術」	<p>○情報社会に参画する態度の育成として、情報モラルについて考え、行動できる。</p>	<p>○オンライン・オフラインを問わず、必要な情報を取捨選択する際、何を根拠にその情報を信じるのかについて、(配付した資料、参考 URL、教科書等を基礎知識として) 自分自身の考えをレポートにまとめる。</p>	<p>○レポートの内容を「関心・意欲・態度」及び「知識・理解」の評価材料として評価する。</p> <p>(※観点設定については、適宜選択しましょう。)</p> <p>【評価規準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自身の生活や行動に照らし、情報の特性を踏まえ、考えをまとめようとしている。(関心・意欲・態度) ・資料に挙げた、基本的な用語について、正しく理解して用いている。(知識・理解)

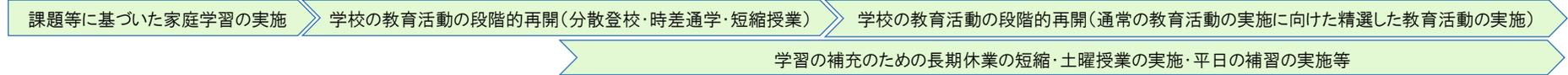
総合的な探究の時間	「課題の設定と計画の立案」	○身近な地域の環境の中から問いを見だし、課題を設定する。	○身近な地域の環境について、インターネット等により、様々な視点から情報を収集し、問いを見いだすため、集めた情報から気付いたことをまとめる。 ※2週にわたり取り組むこと。	○学習の成果物の内容を「主体的に学習に取り組む態度」の評価材料として評価する。 【評価規準】 ・課題の設定に主体的に取り組んでいる。(主体的に学習に取り組む態度)
農業と環境 (1年)	「たねと発芽・たねまき」	○たねの基本構造と発芽に必要な環境条件を理解する。	○発芽試験において、推察・考察する活動を通し、課題に対する取り組み方やまとめ方など、実験の基礎的能力を身に付けさせる。 ※農業の専門科目を初めて学ぶ1年生に対し、光の条件や種子の種類などを変えて自宅にて発芽試験を行い、播種後の発芽した数の調査や、発芽の様子を観察を通して、学習内容の理解を深めさせ、作物の栽培学習につなげていくことをねらいとして実施する。	○たねの基本構造、形態と機能、発芽に必要な環境条件の理解をまとめた記述から「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」の観点で評価する。 【評価規準】 ・作物の栽培や農業学習に関心を持ち、生育の仕組みや栽培技術について科学的に捉えようとする意欲的な学習態度を身に付けている。 (関心・意欲・態度) ・発芽試験において、推察・考察する活動を通し、課題に対する取り組み方やまとめ方など、実験の基礎的能力を身に付けている。 (思考・判断・表現)
農業	農業各科目(2、3年)	○教科書や補助教材などを使って授業内容の振り返り学習を行うことで、理解した知識の定着を図る。 ○これまでの実習等を振り返り、データの整理やまとめを行ったり、ホームプロジェクトに関するレポートを作成したりする。 ※学校農業クラブ活動に関する学習として、これまでの資料を分析・整理し、意見発表の内容を考えてまとめる、プロジェクト活動に関する資料・データを収集・整理する、各技術競技に関する学習・練習等が考えられる。 ＜活用できるリンク集＞ 日本学校農業クラブ連盟ホームページ	○学習の成果物の記述や内容から、「知識・理解」、「思考・判断・表現」の観点で評価する。 【評価規準】 ・農業生産等に関する基礎的な知識を身に付け理解している。(知識・理解) ・基礎的な知識と技術を基に合理的に判断し、その過程や結果を適切に判断している。(思考・判断・表現) ○作成したレポート等の内容から「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」の観点で評価する。 【評価規準】 ・農業に関する諸課題について関心を持ち、その改善・向上を目指して主体的に取り組もうとするとともに、実践的な態度を身に付けようとしている。(関心・意欲・態度) ・農業に関する諸課題の解決を目指して思考を深め、知識・技術を基に農業に携わる者として適切に判断し、表現する創造的な能力を身に付けようとしている。(思考・判断・表現)	

工業	工業技術 基礎	建設科 「図面の表し方」	○製図の基礎を習得させ、基礎的な図面の読み取りや作成する能力を身に付ける。	○教科書を用いてレポートにまとめる。(その際レポートの書き方について分かりやすくまとめたガイダンス資料を提供する。) ○図面の表し方を基本に自ら考えたものを複数上げ、図面で表現する。 ○作品をもとに自ら振り返り、学習の目標が達成できたか自己評価を交えてレポートにまとめる。(レポートには先生のコメント欄を作成し、アドバイスを記し生徒へフィードバックする。)	○生徒作品をもとに学習の目標が達成できたか、レポートの内容及び図面の表現について、「思考・判断・表現」、「実習の技能」、「知識・理解」の観点で評価する。 【評価規準】 ・基本的な図面の見方や表し方や書き方について、適切に思考・判断し正確な図面を作成する表現手法を身に付けている。(思考・判断・表現) ・基本的な図面の見方や表し方や書き方を身に付け、正確な図面を作成する技能を身に付けている。(実習の技能) ・基本的な図面の見方や表し方や書き方を理解し、正確な図面の作成に関する知識を身に付けている。(知識・理解)
	情報処理	「情報モラル」	○情報化社会に参画するための情報モラルを理解し、活用することができる。	○NHK「高校講座」ライブラリー「社会と情報」を見ながら、学習メモに学んだことを記入し、最後には理解度チェックを行う。	○記述した学習メモ及び理解度チェックを行ったものから、「知識・理解」、「思考・判断・表現」の観点で評価する。 【評価規準】 ・コンピュータウイルスやコンピュータ犯罪、著作権の侵害、システム事故などの情報化社会の危険性や問題点について具体的に説明することができる。(知識・理解) ・利用者として、ネットワーク上の被害者や加害者にならないために配慮すべきモラルやマナーについて正しく理解している。(知識・理解) ・情報化社会の一員として、モラルやマナーに関して正しい知識と判断に基づいた行動ができる。(思考・判断・表現)
商業	簿記	「資産・負債・純資産と貸借対照表」	○資産・負債・純資産(資本)の意味を明らかにし、これらの相互関係を理解し、簡単な貸借対照表を作成できる。	○NHK「高校講座」ライブラリー「簿記」を見ながら、学習メモに学んだことを記入し、最後には理解度チェックを行う。	○記述した学習メモ及び理解度チェックを行ったものから、「知識・理解」、「思考・判断・表現」の観点で評価する。 【評価規準】 ・資産・負債・純資産(資本)の分類ができ、意味の説明及び資本等式の計算ができる。(知識・理解) ・貸借平均の原則を理解した上で貸借対照表が作成できる。(思考・判断・表現)
	ビジネス基礎	「ビジネスとコミュニケーション」	○社会人としての心がまえ、身だしなみはもちろん、おじぎや名刺交換、電話応対などの基本的なマナーができる。	○NHK「高校講座」ライブラリー「ビジネス基礎」を見ながら、学習メモに学んだことを記入し、最後には理解度チェックを行う。	○記述した学習メモ及び理解度チェックを行ったものから、「知識・理解」、「思考・判断・表現」の観点で評価する。 【評価規準】 ・ビジネスマナーの重要性を理解し、基本的なビジネスマナーや場面に応じたビジネスマナーについて基本的・基礎的な知識が身に付いている。(知識・理解) ・基本的なビジネスマナーの意義や場面に応じたビジネスマナーの重要性について考察できる。(思考・判断・表現)

水産	水産海洋 基礎	「海洋関連産業」	<p>○海にかかわる主な産業の種類と内容を理解する。</p> <p>○地域の海洋関連産業を調べ、就職する際の企業と関連づける。</p>	<p>○教科書の内容やインターネット等による情報を参考に、多岐にわたる海に関わる産業について、どのようなものがあるかまとめる。</p> <p>○学校の求人票を参考に、どの企業が海洋関連産業なのかを調べる。</p> <p>○インターネット等を用いて、他にどのような海洋関連産業に関わる企業があるか、具体的に企業名を挙げて、業務内容を説明する。</p>	<p>○提出されたワークシートにより、調べた産業や具体の企業についての内容を踏まえて、「技能」を評価する。また、学習の進め方について試行錯誤した点等を「関心・意欲・態度」として評価する。</p> <p>※ この学習では、「どれだけ調べられたか」とおして、我が国の海洋関連産業の種類や課題について理解する力を評価する。</p> <p>【評価規準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋関連産業について興味・関心をもち、それらが国民生活に果たしている役割を探究しようとしている。（関心・意欲・態度） ・海洋関連産業に関する様々な資料や情報を収集し、適切に選択して活用している。（技能）
看護	基礎看護	「看護の意義と役割」	<p>○看護の意義と保健・医療・福祉における看護の役割について理解し、看護を学ぶ上での基礎的な態度・姿勢を身に付ける。</p>	<p>○教科書及び副読本「看護覚え書」を読んで、看護の意義や看護の役割について、自分なりに考えたことをまとめる。</p>	<p>○提出されたワークシート等により、目標に記された「関心・意欲・態度」及び「知識・理解」を評価する。</p> <p>【評価規準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護に対し、関心・意欲をもち、望ましい態度で臨もうとしている。（関心・意欲・態度） ・看護の意義と看護の役割について基礎的な知識がある。（知識・理解）
福祉	社会福祉 基礎	「社会福祉の理念と意義」	<p>○日本国憲法や社会福祉法、地域共生社会、近年の国際的な福祉の考え方を踏まえて、社会福祉の理念について理解する。</p> <p>○我が国の社会保障制度と国民生活との関連について理解する。</p>	<p>○教科書やインターネット等を用いて、日本国憲法、社会福祉法などにおいて、我が国の福祉に対する考え方がどのように記載されているかをまとめる。</p> <p>○我が国の社会保障制度について、私たちの生活にどのように関係しているかを具体例をあげてまとめる。</p>	<p>○提出されたワークシート等により、「関心・意欲・態度」及び「知識・理解」を評価する。</p> <p>【評価規準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活や自立の概念、日常生活と福祉、社会福祉理念の変遷などについて理解しようとしている。（関心・意欲・態度） ・社会福祉の展開に関する課題を発見し、私たちの生活にどのような影響があるかを探究している。（思考力・判断力・表現力）

県教育委員会としての学習保障の取組について（ICT を活用した学習の推進・充実）

【臨時休業中の家庭学習から学校の教育活動の再開に向けたプロセス】



《G suite for Education (Google Classroom) の活用による家庭学習の推進・充実》

	5月上旬	5月中旬	5月下旬	6月	7月
アカウント等の登録(未登録生徒)	配付・登録	全校における「G suite for Education(Google Classroom)」の活用			
在宅勤務の推進に向けた活用	課題の共有等に向けた Classroom 活用準備	全校で、Classroom を活用した情報共有・在宅勤務の充実			
ホームルーム・健康観察の実施	Classroom 活用準備	全校で、Classroom を活用し、毎日定時にHR・健康把握の実施			
教育相談の実施	Classroom 活用準備	全校で、クラウドサービス(Meet 等)を活用した教育相談の実施			
課題の提示	評価を踏まえた課題・評価規準作成	全校で、1週間に1回程度の頻度で目標・評価に基づく課題を提示			
課題の提出・添削指導・学習評価	課題の提出・添削指導・評価の準備	全校で、1週間に1回程度の頻度で、生徒からの課題の提出・添削指導の実施・学習評価の実施			
オンライン授業+課題学習	オンライン授業の準備	全校で、10分間程度のオンライン授業+課題による学習を導入・実施			
同時双方向の遠隔授業	同時双方向の遠隔授業の準備	全校で、同時双方向の遠隔授業の導入・実施			
家庭の通信環境整備(ルータ)	該当家庭の把握・機器の調達・配付	全校・全家庭の生徒を対象に、「G suite for Education (Google Classroom)」を活用			

※家庭の通信環境整備のためのモバイルルータの学校ごとの調達の状況により、同時双方向の遠隔授業の開始時期が変わる場合がある。

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する
指導資料（県立高等学校・県立中等教育学校）に係る Q & A

3の(1)について

Q 新型コロナウイルス感染症対策としての臨時休業が続く中、家庭学習の充実を図ることは重要であると思うが、各学校において、家庭学習で実施する学習内容を整理し、年間指導計画の見直しを行う上で、どのような考え方に立って検討を進めるべきか。

A 各学校においては、学習指導要領に則り、各教科・科目等の年間指導計画を定め、さらに、各教科・科目等の「単元の指導と評価の計画」に基づき、日々の学習活動を展開してきました。

新型コロナウイルス感染症対策としての臨時休業期間が延長されたことに伴い、生徒の学習の保障が求められており、各学校においては、これまで以上に家庭学習の充実を図ることが必要となりました。

各学校が臨時休業中の学習指導を実施するに当たっては、年間指導計画及び単元の指導計画に基づき、課題等による学習指導を行った上で、その学習成果を適切に把握し評価することにより、当該単元については、再度指導する必要がないものと校長が判断することができることとしています。（令和2年4月21日付け高第1224号高校教育課長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」）その場合、当該単元の学習において、多くの生徒の学習状況が概ね満足できると判断されるものとなるよう指導することが必要です。

そこで、まずは、各教科・科目等の年間指導計画に位置付けられた学習内容について、次の①～③などの視点から整理してください。

①課題等による家庭学習で十分な成果を期待できるもの

②実験・実習など対面指導のもとに学習する必要があり家庭学習で実施することが難しいもの

③学習指導要領において他者との協働による学習を行うことが求められているもの

これらのうち、③については、保健体育の体育における他者との競争や協働により演技や発表を行うことが求められているものや、芸術の音楽における合唱や合奏などがあります（ただし、体育の実技については、現時点では、家庭学習で行った活動による傷病が発生した場合、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象とされていないことから、家庭学習の課題に含めないこととしています。なお、今後、扱いに変更があれば、速やかに連絡します。）。

各学校においては、①に整理された学習内容を中心として、臨時休業中の家庭学習において扱う単元、学習内容等を定めてください。③に整理された学習内容については、今後、学校ごとに、すべての生徒の家庭のICT環境が整ったのちに、同時双方向の遠隔授業の中で実施可能な場合には、家庭学習の課題に含めることは可能です。②に整理された学習内容については、学校の教育活動再開後に円滑に学習に取り組めるように、実験・実習の事前学習用の動画を作成し、それをオンライン授業の中で活用

するなどの工夫も考えられます。

各学校においては、家庭学習のための課題の設定に当たり、年間指導計画等の見直しを行い、必要に応じて、計画の変更や内容の精選等を行ってください。

3の(2)について

Q 職業に関する学科における実験・実習のうち、特に基礎的・基本的な技術を身に付けるために必要不可欠なものについては、家庭学習において、実験・実習の内容を十分に理解できるよう動画の視聴等を含めた学習の工夫について、どのようなことが考えられるか。

A 職業に関する学科においては、実践的・体験的な実験・実習を主要な学習方法として、当該学科の各分野の知識と技術の確実な習得を図ってきており、原則として当該学科に属する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当することとされています。実践的・体験的な学びをとおして、創造性や課題を解決する力の育成及び望ましい勤労観・職業観の育成などを図ることが重要であり、そのために、授業時数の確保とともに内容の一層の充実に努めることが大切です。

そうしたことから、学校の教育活動の再開後における実験・実習にスムーズにつながるために、特に基礎的・基本的な技術を身に付けるために必要不可欠な実験・実習については、臨時休業中の家庭学習において、実験・実習の内容を十分に理解できるよう、実験・実習のポイントや留意点等に関する動画等の教材を作成し、「オンライン授業」により生徒の理解を促すよう各学校で工夫した取組をお願いします。

3の(3)について

Q 「課題の一覧を1週間ごとに作成し、課題に係る学習目標や評価の観点・評価規準を生徒に示すこと。」とされているが、単位数の小さい科目においては、週ごとに異なる課題を課すことが難しい場合もあるのではないか。

A 課題の一覧を1週間ごとに作成して生徒に示すことを求めているのは、1週間単位で家庭学習の課題等を課すことで、毎日、一定の時間に学習することを促し、生徒の学習習慣の確立に向けた指導を行うためです。各学校の定めた年間指導計画に基づき計画的に指導を行う際に、単位数の小さい科目等においては、複数の週にわたって取り組む課題を課すなど、単元の学習の中で生徒が必要な資質・能力を身に付けられるように様々な工夫を行うことが考えられます。

令和2年4月21日付け高第1224号高校教育課長通知「新型コロナウイルス感染症対策のため臨時休業等に伴い学校登校できない児童生徒の学習指導について」の別添資料「臨時休業期間中の学びについて」により1週間ごとの課題の一覧を例示していますので、参考にしてください。

4の(2)について

Q 県立高等学校及び県立中等教育学校においては、目標に準拠した評価としての観点別学習状況の評価を実施しており、臨時休業中の学習指導の実施に当たっても、「単元の目標」に基づく「評価規準」を設定し、「評価規準」として示した)目標の実現に向けた学習活動を計画し、学習指導要領・教科用図書に基づいた適切な指導を行うことが必要と示されているが、改めて、目標に準拠した評価・観点別学習状況の評価について、確認したい場合、どのような資料があるか。

A 平成31年4月に「神奈川県立高等学校・神奈川県立中等教育学校『学習評価の充実』をとおした授業改善の推進に向けて」を全校に配付しています。学習評価のポイント、学習評価に関する基礎的事項、学習評価に係る工夫改善、「指導と評価の計画」の作成といった視点で、学習評価の役割や妥当性と信頼性のある学習評価の実践に向けた考え方などを示していますので、参考にしてください。

4の(5)について

Q 1カ月の通信容量はどれくらいを想定しているのか。

A 公立学校において、今後提供される課題等の教材、授業動画や同時双方向授業の量を考えると、20GBの通信容量で十分であると思われます。通信事業者各社の緩和策(30GBあるいは50GB)は、大学でのオンライン授業にも対応できるようにという趣旨から設定されています。

4の(5)について

Q 調達したモバイルルータの貸与について、留意点等はあるか。

A 今回調達するモバイルルータにsimカードを挿入して使用することになりますが、初期設定が必要となります。詳細は、各校にsimカードが届くまでに、関係業者と調整の上、手順書等にまとめ提供する予定です。

また、貸与の際は、使用方法などを説明する必要もあるため、手渡しを原則としますが、各家庭と連絡をとっていただき、保護者の意向も踏まえて御対応ください。

4の(5)について

Q 感染拡大防止の観点から、家庭学習の実施及びその状況の把握等にICTを積極的に活用することとされているが、家庭のICT環境が整わない場合や、生徒の学習状況等により、印刷した課題等を提供する必要がある場合もあると思われる。そのような場合は、郵送等で送付するなどの対応をとってよいか。

A 感染拡大防止の観点から、家庭学習の実施及びその状況の把握等にICTを積極的に活用することとし、すべての県立高等学校及び県立中等教育学校において、G Suite

for Education 等のクラウドサービスを積極的に活用することとしています。そのような取組を推進するために、ICT 環境の整わない家庭の生徒に対してモバイルルータを貸与するよう、準備を進めているところです。したがって、各学校においては、課題等の提示に当たり、ICT を活用するようお願いいたします。その上で、ICT 環境が整うまでの間や、生徒の学習の状況、学習ニーズに対応するために、印刷した課題等の教材を提供する必要がある場合は、郵送等により送付するなどの工夫を行うことも考えられます。また、生徒が取り組んだ課題等の提出に当たっても、保護者の理解を得て、郵送等により提出いただくことも考えられます。

このことについては、令和2年5月1日付け財務課長依頼文書「新型コロナウイルスの影響による臨時休校に伴う課題の郵送費について」により、維持運営費で対応することが示されています。不明な点については、財務課財務指導グループに相談してください。

4の(5)について

Q 生徒の家庭の ICT 環境が整っていない場合の対応について、詳しく教えてほしい。

A 同じ学校の生徒の間で、家庭の ICT 環境の状況によって、教育の格差が生じることは避けなければなりません。そのようなことから、令和2年度4月補正予算で、家庭における Wi-Fi 環境の整備（モバイルルータの貸与）を措置しました。機器の調達や通信契約に当たっては、各学校に予算を再配当し、各学校において所要の作業等を行っていただくことが必要です。今回、各学校で機器の調達等を行っていただくのは、生徒に速やかに貸与を行うためです。教育局で一括して調達等を行う場合は、WTO 案件に該当するため、多くの時間を要することが予想され、必要な生徒にいち早くモバイルルータを貸与することができないと考えられるからです。各学校においては、緊急随意契約にて速やかに対応するようお願いいたします。

モバイルルータの貸与に当たっては、該当者については、次のように整理していますので、生徒・家庭の ICT 環境を把握し、適切に判断してください。

生徒の端末所有	通信容量制限緩和措置	家庭の Wi-Fi 環境	モバイルルータ貸与	その他の対応
なし	—	なし	対象	生徒用学習端末貸与
なし	—	あり	対象外	生徒用学習端末貸与
あり	あり(大手キャリア等)	—	対象外	—
あり	なし	なし	対象	—
あり	なし	あり	対象外	—

※表記載の「生徒の端末所有」については、スマートフォンの他、タブレット端末も含む

なお、表に記載のとおり、モバイルルータの貸与対象とならない場合でも、学校に配備している生徒用学習端末の貸与が必要な生徒がいる可能性があることに御留意ください。

5の(1)について

Q 生徒の家庭の ICT 環境が整うまでの間は、「5の(8)」に示した「クラウドサービスを活用した同時双方向の遠隔授業」は実施しないこと。その他の ICT を活用した学習等については、ICT 環境の整わない家庭の生徒が不利益を被ることがないように、適切な配慮のもと実施することと示されているが、家庭の ICT 環境の整わない生徒が少数であることもあり、そうした生徒には個別に対応することとして、すでにオンラインでの授業動画の配信を行っているが、中止しなければいけないのか。

A 公立学校において、教育内容の公平性を担保することは、学校及び教育委員会の責務です。生徒の家庭の ICT 環境の違いにより、一部の生徒が不利益を被ることは避けなければなりません。そのような観点から、ICT を活用した学習を行う上では、生徒の家庭の ICT 環境について把握し、ICT 環境が整わない家庭がある場合は、当該生徒が不利益を被ることがないように配慮することが必要です。例えば、課題を Google Classroom で提示する場合は、印刷したものを郵送する、ホームルームや健康観察を Google Classroom を活用して行う場合は、電話により連絡し確認するといったことが考えられます。

「5の(7)」に記載の「オンライン授業」について、授業動画を Google Classroom にあげておく場合は、生徒・保護者の意向を踏まえ、授業動画を記録した CD 等を郵送したり、個別の登校の機会を活用して学校で視聴するなどの工夫が考えられます。また、Google Classroom にあげてある授業動画は、モバイルルータを貸与したのちに生徒が視聴することも可能ですので、「5の(7)」に記載の「オンライン授業」を実施することは、工夫次第で問題はないでしょう。

一方、「5の(8)」に記載の「同時双方向の遠隔授業」については、通常の教室で行う授業と同様に、当該科目を履修している生徒が、授業を受ける意思があるにも関わらず、その時間に受けることができなければ、明らかな不利益を被っていることとなります。したがって、「同時双方向の遠隔授業」の実施に当たっては、当該科目を履修しているすべての生徒の家庭の ICT 環境が整っていることが必要です。なお、学校として「同時双方向の遠隔授業」を推進するためには、モバイルルータや生徒学習用端末の貸与などにより、すべての生徒の家庭の ICT 環境を整えることが必要となります。

なお、「同時双方向の遠隔授業」について、Google Meet などを用いて録画しておくことが（発信する教師側の端末が、Chromebook、PC 端末等からであれば）可能です。それらを、リアルタイムに参加できなかった生徒のために、提供することなどにより、環境の差異を埋めることも可能です。ただし、その場合においても、グループ学習を展開するなど、リアルタイムに参加できない生徒にとって、不利益が生じると考えられる場合には、実施しないようにお願いします。

モバイルルータや生徒学習用端末の貸与の対象等については、「4の(5)」についての Q&A を参照してください。

5の(2)について

Q 学習のための課題の作成と教職員間での共有や共同作成のために、Google Classroom を教職員用に設定して活用するなど、教職員が在宅勤務を行っていても、生徒への指導用の教材等を作成したりするなど、クラウドサービスを積極的に活用すること。なお、教材作成以外の学校の業務データの共有及び、教員間の打合せにはMicrosoft Teams (テレビ会議機能も有り) を活用することと示されている。教員間の打合せにGoogle Classroom を活用してはいけないのか。

A 学習・授業に係る準備、配信 (提出物の回収を含む) 及び、生徒に係る連絡等以外の校務は、G suite 上では行わず、校務用に提供される Microsoft Teams を利用してください。Teams 上では、Microsoft Office ファイルの閲覧、編集、保存が可能です。(利用端末へのダウンロードは不可。) また、ビデオ会議機能も持っているため、教育委員会ネットワーク (@pen-kana) のアカウントを持っている職員間の打合せも簡単に行うことができます。

なお、県立学校の教職員以外との打合せ等については、先方の状況により、環境を使い分けることも可能ですが、共有するデータ、情報については、メールでやり取りできる程度の内容を目安にしてください。

5の(3)について

Q 生徒の基本的な生活習慣や学習習慣を維持するために、クラウドサービス (Google Classroom 等) を活用して、少なくとも一日一回以上の定時連絡を行うことで、平時の学校において行っているホームルームと同様のものを実施すること。実施する時間、回数については、各学校や課程の実情に応じて、各学校で定めること。その際、定時連絡の項目として、健康観察の項目を必ず含めることとされていることについて、個人情報の観点からどのように扱うこととすればよいか。

A Google Classroom 等のクラウドサービスを活用して行う定時連絡で、生徒から健康観察について報告してもらう場合は、例えば、「体調に変わりがない」ことのみを回答することとするなど、疾病等による体調不良の記録が残ることがないような工夫をすることが考えられます。

体温が平熱より高いなど体調に異変を感じた際は、速やかに学校に電話連絡するよう、生徒に周知してください。個人情報の観点から、体調に異変があったことを、Google Classroom や Forms を通じて連絡することのないよう指導してください。

日々の定時連絡に Forms や Google Classroom を用いることで、教職員が電話連絡により状況を確認しなければならない生徒を限定し、事務の効率化につなげることができると考えています。(生徒には、「体調に変わりがない」旨を回答させ、回答のない者について追跡することとする。)

5の(3)について

Q Google Classroom等を活用する場合、設定に当たっては、学級担任だけでなく副担任や学年の他の教員等、複数の教職員が同時に参加でき、内容を確認できるようにすることとしているのはどのような理由からか。

A 多くの教職員が在宅勤務となる中、課題に対する質問やGoogle Classroomの運営に対する家庭からの質問などに対応するなど、学級担任等の担当者だけで対応することが難しい場合も想定され、生徒対応や保護者対応などの様々な面から、複数の教職員が同時に参加することで、複数の教職員で内容の確認が可能になると考えられます。

そのため、各学校で管理用ユーザ（権限は一般教員と同等で十分。職員番号は、各校で一意に作成。例 鶴見高校なら TRM001 など。）を作成し、各担当者から教員として招待（副担当のように）してください。これにより、必要に応じて、Classroomの情報を共有することが可能となります。

なお、Classroomで質問を受ける場合は、それが原則Classroomに参加する全参加者に即座に共有されることを予め生徒に伝え、個別の相談内容などは書き込むことがないよう指導してください。

5の(5)について

Q Google Classroom等を活用した家庭学習のための課題や教材の作成や提示の考え方について、家庭学習のための課題や教材の作成に当たっては、教科書や副読本を活用することを前提として、スマートフォン等の端末のみで取り組むことが可能な課題や教材、パソコンやタブレット端末などを用いて取り組むことが望ましい課題や教材など、学校や生徒、家庭の実情に応じて工夫することとされているが、具体的にどのようなことを想定しているのか。

A 次のようなものを想定しています。

【スマートフォンのみで取組可能な課題・教材例】

- ・教科書・副教材等の参照先や、取り組むべき事項の指示のみが記載されており、生徒は閲覧だけでできれば良い課題等。
- ・アンケート形式の選択のみで解答可能な課題。
- ・生徒の手元にあるノートや副教材に記入したものを、写真などに撮り、それを送付することを求める課題。
- ・document、spreadsheet、slide上で、簡易な文章の作成、写真の貼り付けなどの編集を行い、ファイルとして送付することを求める課題。

【パソコンやタブレット端末などを用いて取り組むことが望ましい課題・教材例】

- ・配付した入力様式を編集させるなど、提出用ファイルを完成させるようなもので、入力文字数が多くなることや、表やグラフなどを作成することが想定されるような課題

※オンライン上での課題の発信（提示）については、解答方法や提出方法などについて、あらかじめ丁寧に指示することが、生徒の学習のし易さにつながります。

5の(6)について

Q クラウドサービスを活用した課題の提出と添削指導について、評価して結果を返却してもよいか。

A 生徒の個人情報^が他者に漏えい等することを防ぐ観点から、次のように、Google Classroomの機能を活用するなど、提出した生徒の手元に、確実にその内容が戻ることが保証されたサービスを利用する場合のみ、ICTを活用して提出された課題を添削し、返却することが可能です。

【適切な方法】

○Google Classroomの課題として、document、spreadsheet、slide形式のファイルを提出してもらい、ファイル内の本文やコメント、返却時のコメント欄に添削内容等を記載して返却する。

○メール本文に解答を記載させ、返信を用いて返却する。

【適切ではない方法】

×メールにファイルを添付し提出させ、(受信後に添付を解き)添削したものを、返信メールに添付することにより返却。(誤送信の恐れがあります。)

【臨時休業中(及び段階的再開時)の特例措置】

添削内容については、生徒への指導に生かすために日常的に提出物(ワークシート、レポート等)に記入している程度の内容について記載し返却することは可能とします。添削で記載した内容に関して、評価のための材料として必要な場合は、別途記録してください。また、Formsなどを用いた小テストについては、正誤のみを自動で知らせる(正解1点、不正解0点など)に留め、評価するための材料とする点数(小テストの合計点等)についてオンライン上で返却しないよう御留意ください。これにより、評価材料に組み入れることを認めます。

5の(7)について

Q オンラインでの授業について、利用できるアカウントやサービスを整理して欲しい。

A 神奈川県教育委員会が提供するアカウントを用いた、G suite及び関連サービスの利用が前提ですが、他の民間事業者と各校が契約等を行い、教職員・生徒に提供するアカウントを用いる場合においても、考え方は同様です。(以下、公式アカウントという。)なお、公式アカウントは、学校の管理者により停止、ロック、パスワード変更等が可能であるものを用いてください。

公式アカウントによる教職員・生徒間の通信については、業務用個人アカウント(@open-kana)での連絡手段と同等とみなし、各利用者においては適切な運用を心掛けてください。(生徒にも適切な指導をお願いします。)

また、生徒アカウントの連絡手段としての利用に際し、個人情報収集の届け出は不要です。

5の(7)について

Q オンラインでの授業について、留意すべきことはあるか。

A 提供する教材、掲載する授業動画等で用いる素材・題材等については、著作権法を遵守し、特に第35条等の適用を受けるものについては、受信者を、授業を受ける者に限定するなどの配慮が必要です。

動画等を提供する場合、現状では、受信側の通信環境に応じた提供が可能であり、Google ClassroomなどでURLを知らせた者しか視聴できない「限定公開」とする仕組みが提供されていることから、YouTubeで作成し提供することが容易です。この場合、担当者ごとに公式アカウント(Google)を用いて運用することも可能です。

※校内からのYouTubeへの動画アップロードには、学習活動用回線を利用してください。

5の(7)について

Q オンラインでの授業について、教員は在宅で運用してもよいか。

A クラウドサービス上での課題の配付、添削、返却等は、教員の在宅勤務においても可能です。ただし、データ更新時に、生徒へメールにより通知が送られますので、校内外を問わず、クラウドサービス上のデータを更新する時間帯には注意してください。(全日制の学校で、21時頃に、これらの通知が生徒に届き、保護者から不適切であるとの連絡が入った事例があります。)

5の(7)について

Q オンラインでの授業について、全校が実施する必要があるか。

A これまで、県立高等学校及び中等教育学校において、オンライン授業が提供できるよう、必要な環境整備を行ってきました。ICT環境の整わない家庭にモバイルルータを貸与する取組も進めています。この取組が進めば、すべての生徒に対して、オンラインでの授業を実施することが可能になります。

5月末を目途に、すべての学校において、5分から10分程度の短い時間の授業動画を生徒が視聴し、課題等に基づいた学習を行う「オンライン授業」が、すべての生徒を対象に実施できるよう、準備を進めてください。

その場合、5分から10分程度の短い時間の動画で、生徒に身に付けてほしい基礎的な知識・技能等を説明・解説するとともに、知識・技能をどのように活用して課題等の学習に取り組むのか説明するなど、生徒が学習に取り組むやすい工夫を行うようお願いいたします。なお、課題への取り組み方や提出に当たっての留意点を「オンライン授業」の中で説明するなど、家庭学習の指導・支援を行い、学習評価に結びつくものとなるようにすることが大切です。

臨時休業中で、生徒は自宅にいる状況が続いていますが、教科担当者がオンラインで授業を行うことで、学習への動機付けや学習習慣の確立につながることを期待でき

ること、また、生徒とのコミュニケーションをとり、学校と生徒のつながりをつくるきっかけとなることも期待されます。

5の(8)について

Q 同時双方向の遠隔授業について、利用できるアカウントやサービスを整理して欲しい。

A オンラインでの授業と同様です。Meet、Zoom など、各校の実情に応じて、適切なものを選択してください。その際は、接続方法など生徒に向けて、丁寧に説明するよう御留意ください。

5の(8)について

Q 同時双方向の遠隔授業について、全校が実施する必要があるか。

A 同時双方向の遠隔授業については、有用である一方、受信する生徒にも負担を強いる部分があるため、50 分間の授業時間のすべてを同時双方向の遠隔授業として実施する必要はないと考えています。真に同時双方向で実施することの意義がある内容のものに絞って、限られた時間の中で実施し、それ以外は、「オンライン授業」として実施することとするなど、各学校の生徒の実情に応じて適切な授業の在り方を検討して実施してください。

すでに、同時双方向でホームルームを実施したり、個別面談を実施したりするなどの取組を進めている学校も数多くあります。他校の進んだ取組を参考として、生徒や学校の実情に応じてできるところから取り入れて実施するようお願いします。

5の(8)について

Q 同時双方向の遠隔授業について、教員は在宅で実施してもよいか。

A 自宅のネットワークが利用できるのであれば可能です。ただし、そのための機材等を追加で整備する予定はありません。なお、各校に整備している Chromebook を活用することも考えられます。その際は、ネットワーク接続の設定を個別に行ってください。(管理者権限等は不要です。)

また、Meet には、バーチャル背景の機能がありません。自宅からの実施に際しては、周りに映り込む物や音声などにも十分に御注意いただき、運用してください。

5の(9)について

Q クラウドサービスを活用する際の個人情報の取扱いについて、生徒氏名等を記載させてもよいか。

A 各種クラウドサービスを利用している場合、アカウントに姓名等が紐付き表示されるのが一般的です。これらは、画面及びデータ上で、個人を識別するために不可欠であると考えています。また、提出物をメールで送付させるような場合、添付を解いて教員が保存することから、ファイル名又は提出物内に氏名等の記載が必要となります。(このような運用をする場合は、クラウドサービスで返却しないでください。)

このように、課題の提出については、PC 教室のファイルサーバと同等と捉え、生徒氏名記載を可とします。

なお、アンケートフォームには、生徒氏名等は記載させないでください。

6の(1)について

Q 科目の一部又は全部が臨時休業中の家庭学習により行われた場合であっても、各学校において、「単元の目標」に基づく「評価規準」を設定し、「評価規準」として示した) 目標の実現に向けた学習活動を計画、実施した際の生徒の学習状況について観点別学習状況の評価を行い、総括評価としての評定を行うものとする示されている。このことについて、例えば、保健体育の体育では、臨時休業中の家庭学習において、実技を扱うことができない(令和2年4月30日付け保健体育課事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の保健体育・体育の学習指導について」)ことから、「運動の技能」について評価することが難しいと思われる。このような場合の総括評価について、どのように考えたらよいか。特に、臨時休業が1学期末まで継続した場合の1学期の評価について、どのように扱えばよいか。

A 臨時休業の期間がいつまで継続するか、学校の教育活動をいつから再開するかによる部分がありますが、基本的には、学期末等の評定を行う段階で、その時点の観点別学習状況の評価を総括し評定を行うこととなります。

臨時休業期間の後の学校の教育活動再開後、学期末等の評定を行う以前に、実験・実習等を行った場合は、その時間数が少ないとしても、すべての観点の評価を行った上で、総括評価を行ってください。

なお、実験・実習等のうち、家庭学習において行うことが可能なもので、その成果を作品の提出により評価できるものについては、作品の提出により、また、その成果を撮影した動画により評価することが可能なものについては、その動画の提出により評価することも可能です。

日本スポーツ振興センターと、学校の指導計画に基づいた家庭学習の活動の中で生じた傷病の取扱いについて調整しています。今後、取扱いに変更がある場合には、速やかにお知らせします。

7の(2)について

Q 学校の教育活動の再開の見通しが立った段階で、再開後の各科目の指導に充当すべき時間数を検討・計画し、指導計画の見直しを行う際、①長期休業期間の短縮による授業時間数の補充、②週休日における授業（土曜授業）の実施による授業時間数の補充、③平日の補習等の実施による学習内容の補填のいずれか又はその組合せにより学習の補填を行うことができるとされているが、その取扱いについては、どのようなになるか。

A 臨時休業期間の後、学校の教育活動の再開については、その時点の状況を踏まえ、生徒の安全・安心を第一に、準備期間を含め一定期間をおいてからの分散登校、時差通学・短縮授業などの段階的な再開を検討することとしています。

今後、学校の教育活動の再開の見通しが立った段階で、県教育委員会として、改めて、学校の教育活動再開後における取組の具体について、後日、別途示すこととしています。その中で、年間の休業日を減じる範囲など休業日設定に関する考え方、週休日における授業（土曜授業）の実施に関する扱いや平日の補習等の実施などの取組の具体について示す予定です。

臨時休業中の学習の保障等について(新規)

学校が臨時休業中であっても最低限取り組むべき事項等について
まとめましたので通知いたします。

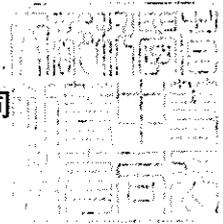


2 文科初第 1 5 4 号
令和 2 年 4 月 2 1 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 1 2 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

丸 山 洋 司



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、
高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等に
ついて (通知)

先般実施した「新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連した学習指導等の取組状況調査」の結果、個別の児童生徒の学習支援・心身の確認状況等に自治体間に大きな差が見られることなどが明らかになりました。このような実態を踏まえ、臨時休業中であっても最低限取り組むべき事項等について以下のとおりまとめましたので、各学校及びその設置者におかれては取組を徹底していただくようお願いいたします。

併せて、各都道府県教育委員会におかれては、別添のチェックリストを用いて、域内の市町村における取組状況について報告いただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校

及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれては、その管下の学校に対し、周知いただくようお願いいたします。

記

1. 臨時休業中の学びの保障等について

学校保健安全法第 20 条においては、感染症の予防上必要があるときは、学校はその設置者の判断により臨時休業を行うことができることと規定されている。

これに基づき設置者が義務教育諸学校の臨時休業を行う場合においても、公教育の果たすべき役割に変わりはなく、義務教育は、

- ・憲法第 26 条に規定する教育を受ける権利を保障するものであり、義務教育として行われる普通教育の「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」（教育基本法第 5 条第 2 項）という目的は、すべての児童生徒に対して実現されるべきものであること
- ・全国どの地域においても一定水準の保障された学校教育を行うことは、家庭や地域の経済的・社会的状況等にかかわらず、子供たちに教育の機会均等を確保する上で重要な役割を有していること

等について十分留意し、必要な対応を行うことが求められる。

なお、高等学校等においても、中学校等を卒業したほぼ全ての子供たちが進学する教育機関として極めて重要な役割を果たしていることから、臨時休業期間中の学習指導等について、高等学校等の生徒の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、義務教育諸学校と同様の対応が求められる。

2. 臨時休業を行う場合に義務教育の重要性の観点から取り組むべき事項

(1) 特定警戒都道府県も含め、すべての地域において最低限取り組むべき事項について

①学習指導に関すること

令和 2 年 4 月 10 日付け 2 文科初第 87 号初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（以下「学習指導通知」という）等において示しているとおり、臨時休業期間中であっても、各設置者及び学校等が主体となって児童生徒の学習を支援するための可能な限りの措置を講じることが不可欠である。

各設置者においては、各学校が必要な措置を遅滞なく講じられるよう、下

記のような学校を支援するための取組を速やかに講じるとともに、各学校の取組状況を把握し、きめ細かく指導助言を行うこと。都道府県教育委員会においても、域内の市区町村教育委員会の状況を把握し、きめ細かく指導助言を行うこと。

ア. 学校が課す家庭学習の充実

学校において、児童生徒が自宅等にいる状況であっても、規則正しい生活習慣を身に付け学習を継続するとともに、学校の再開後も見据え、学校と児童生徒との関係を継続することができるよう、学習指導通知に記載の家庭学習の内容の例や学習状況及び成果の把握の例なども参考にしながら、指導計画等を踏まえ、各教科等において、主たる教材である教科書及びそれと併用できる教材等に基づく家庭学習を課すこと。その際、別紙の「学習計画表」なども参考に計画性をもった家庭学習を課すなどの工夫を講じること。

なお、出席停止措置となっている児童生徒など、やむを得ない理由により教科書が給与できていない場合にも、郵送等の手段により、速やかに給与すること。

また、ICTや電話等を活用した学習指導や学習相談を可能な限り行うこと。その際には、文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」も適宜活用すること。

(参考)

○子供の学び応援サイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

イ. 児童生徒の学習状況の随時把握

家庭学習を適切に課した上で、教師が児童生徒の学習状況を随時把握し、指導に生かしていくことが重要であり、教師が定期的に個々の児童生徒との間で電子メール等のICTや電話、郵便等を活用した学習状況の把握を行い、児童生徒の学習を支援すること。

ウ. ICTの最大限の活用

「ア」及び「イ」で述べたとおり児童生徒に家庭学習を課す際や学習状況の把握を行う際には、ICTを最大限活用して遠隔で対応することが極めて効果的であることを踏まえ、今回が緊急時であることにも鑑みると、学校設置者や各学校の平常時における一律の各種ICT活用ルールにとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、まずは家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなど、ICT環境の積極的な活用に向け、あらゆる工夫をすること。

なお、ICTを活用した遠隔での指導等を行う際の著作物利用に係る著作権の取扱いについては、平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」が4月28日に施行となり、著作権者の許諾を得ることなく円滑な著作物利用が可能となることに留意すること（補償金額については、権利者団体において、令和2年度は特例的に無償として申請）。

②児童生徒の心身の状況の把握と心のケア等に関すること

学級担任等を中心として、電話等を通じ、臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、休校期間中において必ず定期的に児童生徒の心身の健康状態を把握すること（概ね2週間に1回程度）。その際、保護者だけではなく、児童生徒本人とも直接電話等で会話するなどして、児童生徒の状況を的確に把握すること。また、新型コロナウイルス感染症に起因する様々な悩みやストレス等に関し、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援（児童生徒の発達段階等に応じて電話による相談を含む）を行うとともに、相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」や各自治体において開設している相談窓口等）を適宜周知したり、設置したりするなど、児童生徒の心のケア等に配慮すること。

特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒に関しては、在宅時間が大幅に増加することに伴う児童虐待のリスクも踏まえ、電話等で定期的に児童生徒の状況を把握すること（概ね1週間に1回以上）。加えて、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行うこと。

（参考）

○24時間子供SOSダイヤル

<https://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>

○学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

③取組にあたっての留意事項

児童生徒の状況等から、対面での指導（児童生徒の心身の状況把握や心のケアを含む）等の必要性が高い場面が生じた場合には、感染症対策を徹底した上で、短時間の最小限度の範囲で行うことも考えられる。

（2）地域の状況に応じて取り組むべき事項について

地域や学校、児童生徒の状況を踏まえ、可能な場合においては、分散登校等による登校日の設定や家庭訪問の実施など、教師による対面での学習指導及び学習状況の把握を通じたきめ細かな対応を行うこと。

また、学校図書館についても、感染症対策を徹底した上で、例えば、分散登

校日を活用したり、時間帯を決めたりして貸出を行うなどの工夫を図ること。

3. 臨時休業を行う場合の教職員の勤務について

(1) 在宅勤務や時差出勤等について

臨時休業を行う場合の教職員の勤務については、「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（令和2年4月17日）や「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤者の削減について（通知）」（令和2年4月13日付け2初初企第4号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長及び財務課長通知）を踏まえ、在宅勤務や時差出勤等を適切に推進していただいているところであるが、その場合であっても、「1」で述べたとおり、公教育の果たすべき役割は変わるものではなく、児童生徒の学習がおろそかにされることや、取組を進めた自治体とそうでない自治体との間で学びの状況に大きな違いが生じることはあってはならないことである。

このため、臨時休業を行う場合であっても、教職員においては、自身の健康にも配慮する工夫を行いつつも、児童生徒の学びの保障等を家庭任せにすることなく、必要な業務を確実に継続することが求められる。

具体的には、「2（1）」に述べた児童生徒への学習指導や児童生徒の心のケア等の最低限取り組むべき事項については、出勤しているか在宅勤務であるかを問わず、積極的かつ速やかに取り組むこと。

その際には、児童生徒の学習に大きなつまずきが生じ対面での指導が求められる場合や、心身の状況に懸念が生じ正確な状況把握が必要な場合など、在宅勤務では対応できず児童生徒や保護者等と対面することが必要な状況も考えられ、このような場合においては、例えば、個別又は極めて少人数集団での指導や家庭訪問の実施等も含め、適切に対応すること。

なお、こうした業務を行う場合には、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底するとともに、3つの密（「密閉、密集、密接」をいう。）を避けるため、換気の徹底、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等を行うこと。また、教職員が出勤する場合にあっては、「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大に向けた職場における対応について（通知）」（令和2年4月6日付け2初初企第1号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長、財務課長及び健康教育・食育課長通知）等を踏まえ、換気の徹底、接触感染の防止、飛沫感染の防止などの職場内での感染防止行動等を徹底すること。

(2) 在宅勤務におけるICTを活用したテレワークの実施について

今回のような緊急時においては、ICTを活用したテレワークが業務の継続性からも極めて有効である。

その実施にあたっては、学校設置者や各学校の平常時の一律の各種ICT利

用のルールにとらわれることなく、学校の端末を持ち帰ったり、家庭の端末を利用したりして、各教職員が情報管理に十分配慮しつつ、ICT環境を最大限活用すること。

その際には、一般に広く普及しているオンラインストレージなどのクラウドサービスや、ソフトウェアのインストールが不要なブラウザ上で使えるサービスを適正かつ積極的に活用することで、成績情報等の機微情報を物理的に持ち運ぶ必要もなくなる。

一方、他の手段がなくやむを得ず USB 等の記録媒体を用いて機微情報を運ぶ場合には、ファイルの暗号化、記録媒体そのものの保護の徹底、作業後の確実な削除、ウイルスチェックなど、各教職員が機微情報の扱いに細心の注意を払うこと。

4. 学習取組状況のフォローアップについて

各都道府県においては、域内の区市町村における取組状況について、別添2のチェックリストを用いて確認いただき、4月28日(火)までに、別添1により各都道府県における取組状況や課題等について文部科学省にお知らせいただくようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

- 学習指導に関すること
初等中等教育局 教育課程課(内2367)
- 教科書の給与に関すること
初等中等教育局 教科書課(内2411)
- ICTの活用に関すること
初等中等教育局 情報教育・外国語教育課(内2085)
- 心身の状況の把握、心のケア等に関すること
初等中等教育局 児童生徒課(内2905)
- 教職員の勤務に関すること
・公立学校について 初等中等教育局初等中等教育企画課(内2588)
・私立学校について 高等教育局私学部私学行政課(内2532)
- 全般を通じた学校における保健管理に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)
- 「4.」に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内4950)
連絡先:kenshoku@mext.go.jp

臨時休業中の児童生徒の学習の保障等のための取組状況について

都道府県名： _____

○都道府県内の市町村における取組状況について

別添2により確認した都道府県内の状況を踏まえ、以下の項目のいずれかにチェックの上、提出してください。

- 全ての市町村において、学習の保障等に関する取組みがしっかりと行われている。
- 大部分の市町村において、学習の保障等に関する取組みが行われている。(概ね70%以上)
- 多くの市町村で、学習の保障等に関する取組が十分行われていない。

○別添2により確認した区市町村の状況を踏まえ、課題等があれば以下に記載し、提出してください。(任意)

(自由記述)

臨時休業中の児童生徒の学習の保障等のための取組状況について

区市町村名： _____

取組内容	○or×
1. 家庭学習	
①すべての児童生徒について、教科書の給与が完了しているか。	
②各教科等について、教科書及びそれと併用できる教材等に基づく家庭学習を課しているか。	
③家庭学習を課す際には、「学習計画表」なども参考に、計画性を持って課しているか。	
④個々の児童生徒との間で、電子メール等のICTや電話、郵便等を活用して、学習指導や学習状況の把握を行っているか。	
⑤家庭環境やセキュリティにも留意しつつ、家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなどあらゆる工夫をしているか。	
2. 児童生徒の心身の状況の把握と心のケア等	
①電話等を通じ、定期的に児童生徒の心身の健康状態の把握をしているか（概ね2週間に1回程度）。	
②要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒について、本人との電話等により、定期的に児童生徒の状況の把握をしているか（概ね1週間に1回以上）。	

1 しゅうかのけいかくひょう

ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前

こんしゅうのめあて

.....

かきかたの
みほん
見本

		がくしゅう 学習するきょうかとないう、うんどう	ふり かえり	おうち ひと の人の しるし
がっ 4月13日 にち げつ (月)	おきたじかん 8:30	〈こくご〉きょうかしの ^{おんどく} 音読、かんじドリル 〈さんすう〉けいさんドリル、プリント 〈たいいく〉なわとび	◎	✓
	たいおん 36.6℃			
がっ 月 日 にち げつ (月)	おきたじかん	〈 〉		
	たいおん	〈 〉		
がっ 月 日 にち か (火)	おきたじかん	〈 〉		
	たいおん	〈 〉		
がっ 月 日 にち すい (水)	おきたじかん	〈 〉		
	たいおん	〈 〉		
がっ 月 日 にち もく (木)	おきたじかん	〈 〉		
	たいおん	〈 〉		
がっ 月 日 にち きん (金)	おきたじかん	〈 〉		
	たいおん	〈 〉		

「こんしゅうのめあて」のふりかえり

.....

おうちの人から一言

先生から一言

- ① 学習するきょうかを 〈 〉 のなかにかき、そのとなりにないようをかきましょう。たいいく・うんどうのないうは、べつのシートにもかきましょう。
- ② 学習がおわったら、ふりかえりましょう。よくできた◎ できた○ もうすこし△
- ③ おうちの人にかくにんしてもらいましょう。

ひょう 1 週間の計画表

年 組 番 氏名

今週のめあて

		しゅう 学 習 計 画 (教科、 <small>ないよう</small> 内容)、 <small>うんどう</small> 運動	しゅう 学 習 時 間	ふり <small>かえ</small> 返 り	家の人 のかく にん
書き方 の見本	<small>おきた時間</small> 8:30	〈国 語〉音読(p.5-15)、漢字ドリル(2・3)	2 時間 30 分	◎	✓
	<small>おん</small> 体温 36.5℃	〈算 数〉計算ドリル(p.6-10)、プリント 〈体 育〉なわとび			
月 日 (月)	<small>おきた時間</small>	〈 〉	時間 分		
	<small>おん</small> 体温	〈 〉			
月 日 (火)	<small>おきた時間</small>	〈 〉	時間 分		
	<small>おん</small> 体温	〈 〉			
月 日 (水)	<small>おきた時間</small>	〈 〉	時間 分		
	<small>おん</small> 体温	〈 〉			
月 日 (木)	<small>おきた時間</small>	〈 〉	時間 分		
	<small>おん</small> 体温	〈 〉			
月 日 (金)	<small>おきた時間</small>	〈 〉	時間 分		
	<small>おん</small> 体温	〈 〉			

「今週のめあて」の <small>かえ</small> ふり返り
家の人から一言
先生から一言

- ①学しゅう習する教科を〈 〉の中に書き、そのとなりによう内容を書きましょう。体育・うんどう運動の内容はべつのシートにも書きましょう。
- ②学しゅう習が終わったら、学しゅう習時間を書きましょう。
- ③学しゅう習の内容をかえふり返りましょう。よくできた◎ できた○ もう少し△
- ④家の人にかかくにんしてもらいましょう。

週間計画表

____年 ____組 ____番 氏名_____

今週のめあて (学習のめあてと生活のめあてを両方書きましょう)

		学習計画 (教科、内容)、運動	学習時間	ふり返りコメント	家の人の かくにん 確認
例	起きた時間 8:30	〈国語〉音読(5-15 ページ)、漢字ドリル(3・4) 〈算数〉計算ドリル(6-10 ページ)、プリント 〈社会〉世界の国々の特色調べ 〈家庭科〉みそしるをつくる 〈体育〉体をのばす・ほぐす運動	3 時間 30 分	国によって気候がちが い、作られる農作物や 主食も全然ちがった。寒 い地域や暖かい地域 も、もっと調べてみたい。	✓
	体温 36.5℃				
月 日 (月)	起きた時間 体温		時間 分		
月 日 (火)	起きた時間 体温		時間 分		
月 日 (水)	起きた時間 体温		時間 分		
月 日 (木)	起きた時間 体温		時間 分		
月 日 (金)	起きた時間 体温		時間 分		

「今週のめあて」のふり返り

家の人から一言

先生からのコメント

- ①学習する教科を〈 〉の中に書き、そのとなりに内容を^{よう}書きましょう。体育・運動の内容は別のシートにも^{よう}書きましょう。
- ②学習が終わったら、学習時間を書きましょう。
- ③学習の内容を^{よう}ふり返り、コメントを書きましょう。
- ④家の人に^{かくにん}確認してもらいましょう。

週間計画表

____年 ____組 ____番 氏名_____

今週の目標 (学習面、生活面の双方から書くこと)

毎日のタイムスケジュール

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24

		学習計画 (教科、内容)、運動	学習時間	振り返りコメント
例	起床時間 8:30	<国語>プリントNo.3-5、古文の音読(p.34-41) <数学>教科書の復習問題、応用問題(p.5-12) <理科>学習動画視聴(第2、3回) <音楽>アルトリコーダー <体育>ジョギング(3km)	4 時間 0 分	かっこを外すときに、プラス マイナスを間違えることが 多かった。マイナスが出て 来た時には符号が逆にな ることを意識したい。
	体温 36.5℃			
月 日 (月)	起床時間 体温		時間 分	
月 日 (火)	起床時間 体温		時間 分	
月 日 (水)	起床時間 体温		時間 分	
月 日 (木)	起床時間 体温		時間 分	
月 日 (金)	起床時間 体温		時間 分	

「今週の目標」の振り返り

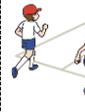
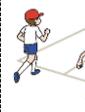
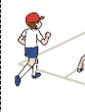
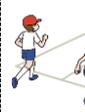
担任からのコメント



運動取組カード (小学生用)

年 組 名 前 _____

★★★ 毎日、30分くらいを目安に、いろいろな運動を組み合わせて取り組みましょう。 ★★★

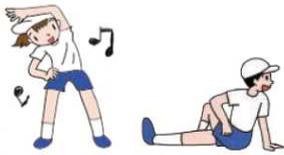
目 標	今週は、() 日、30分 運動できるようにする！								※目標を達成するためがんばりたいことなどを書きましょう。
日にち	取り組んだ運動 (取り組んだ運動を○でかこみましょう。)								運動した時間
/ (月)	体を伸ばす・ほぐす運動 	ウォーキング 	ジョギング 	なわとび 	かけっこ 	遊具などを使った運動 	竹馬や一輪車などに乗る運動 	ボールを使った運動 	分 30分取組めた日は○を書きましょう。 ()
他にも取り組んだ運動がありましたら、() の中に書きましょう。()									
/ (火)	体を伸ばす・ほぐす運動 	ウォーキング 	ジョギング 	なわとび 	かけっこ 	遊具などを使った運動 	竹馬や一輪車などに乗る運動 	ボールを使った運動 	分 30分取組めた日は○を書きましょう。 ()
他にも取り組んだ運動がありましたら、() の中に書きましょう。()									
/ (水)	体を伸ばす・ほぐす運動 	ウォーキング 	ジョギング 	なわとび 	かけっこ 	遊具などを使った運動 	竹馬や一輪車などに乗る運動 	ボールを使った運動 	分 30分取組めた日は○を書きましょう。 ()
他にも取り組んだ運動がありましたら、() の中に書きましょう。()									
/ (木)	体を伸ばす・ほぐす運動 	ウォーキング 	ジョギング 	なわとび 	かけっこ 	遊具などを使った運動 	竹馬や一輪車などに乗る運動 	ボールを使った運動 	分 30分取組めた日は○を書きましょう。 ()
他にも取り組んだ運動がありましたら、() の中に書きましょう。()									
/ (金)	体を伸ばす・ほぐす運動 	ウォーキング 	ジョギング 	なわとび 	かけっこ 	遊具などを使った運動 	竹馬や一輪車などに乗る運動 	ボールを使った運動 	分 30分取組めた日は○を書きましょう。 ()
他にも取り組んだ運動がありましたら、() の中に書きましょう。()									
/ (土)	体を伸ばす・ほぐす運動 	ウォーキング 	ジョギング 	なわとび 	かけっこ 	遊具などを使った運動 	竹馬や一輪車などに乗る運動 	ボールを使った運動 	分 30分取組めた日は○を書きましょう。 ()
他にも取り組んだ運動がありましたら、() の中に書きましょう。()									
/ (日)	体を伸ばす・ほぐす運動 	ウォーキング 	ジョギング 	なわとび 	かけっこ 	遊具などを使った運動 	竹馬や一輪車などに乗る運動 	ボールを使った運動 	分 30分取組めた日は○を書きましょう。 ()
他にも取り組んだ運動がありましたら、() の中に書きましょう。()									
振り返り	今週は、() 日、30分 運動することができた！								※運動に取り組んだ感想などを書きましょう。

屋外で行える運動の例（小学生）

- ・運動不足にならないように、なるべく屋外で毎日30分くらいを目安に運動しましょう。
- ・以下の例を参考にして、いろいろな運動を組み合わせで行いましょう。自分の体調や安全にも気を配りましょう。

体を伸ばす・ほぐす運動

5分くらい

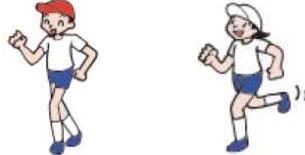


準備運動をしっかり行いましょう

ウォーキング、ジョギング

10～15分

5～10分



無理のないはやさで、続けて行いましょう

なわとび

5～10分



いろいろなとび方をしましょう

かけっこ

5分くらい



短いきを全力で走りましょう

遊具を使った運動

10～15分



使い方のきまりを守って運動しましょう

竹馬や一輪車などに乗る運動

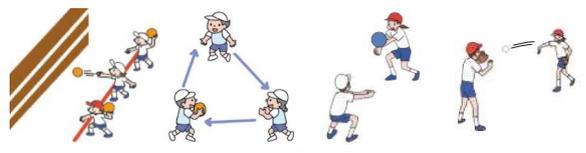
10～15分



長く乗ったり、遠くまで進んだりしましょう

ボールを使った運動

10～15分



的当てやボールパス、キャッチボールなどをしましょう

※ 赤いわくの中の時間を目安として、自分で時間を増やしたり短くしたりして、無理せずいろいろな運動をしましょう。

注意！

- 多くの人が集まるような運動をしないで、なるべく1人で運動しましょう。
- 少ない人数で運動するときは、ほかの人と長いきよりとって行うようにしましょう。
- 運動するときも、いきが苦しくなければ、できるだけマスクをしましょう。
- 用具や遊具を使う場合は、消毒液があれば消毒してから使うようにしましょう。
- 友達との用具の使い回しは、できるだけ、さけるようにしましょう。
- 運動する前や運動した後は、手洗いやうがいなどをしましょう。用具や遊具を使った後は念入りに手を洗いましょう。

屋外でのいろいろな運動の組合せ方の例（小学生）

【例1】家や近くの公園などで運動する場合 30分

①体を伸ばす・ほぐす運動

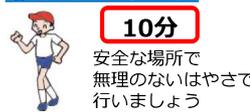
5分



準備運動を
しっかり
行いましょう

②ウォーキング

10分



安全な場所で
無理のないはやさで
行いましょう

③なわとび

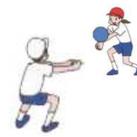
5分



できるとび方で
続けて何回とべるか
挑戦しましょう

④ボールを使った運動

10分



運動する場所のきまり
を守り、安全にできる
運動を選んで行いま
しょう

【例2】遊具が使える公園などで運動する場合 30分

①体を伸ばす・ほぐす運動

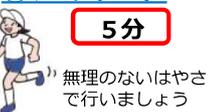
5分



準備運動を
しっかり
行いましょう

②ジョギング

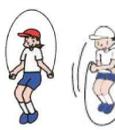
5分



無理のないはやさ
で行いましょう

③なわとび

5分



いろいろな
とび方に
挑戦しましょう

④遊具を使った運動

15分



使い方の
きまりを守って
運動しましょう

【例3】校庭や運動場などで運動する場合 30分

①体を伸ばす・ほぐす運動

5分



準備運動を
しっかり
行いましょう

②かけっこ

5分



短いきを
全力で
走りましょう

③遊具を使った運動

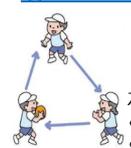
10分



使い方のきまりを
守って運動しましょう

④ボールを使った運動

10分



友達とボールパスをする
ときは、長いきよりと
って行いましょう

【例4】校庭や運動場などで、いろいろな用具を使って運動する場合 30分

①体を伸ばす・ほぐす運動

5分



準備運動を
しっかり
行いましょう

②ジョギング

5分



無理のないはやさ
で行いましょう

③ボールを使った運動

10分



校庭のきまりを守り、
安全にできるものを
選んで行いましょう

④竹馬や一輪車などに乗る運動

10分



長く乗ったり、
遠くまで進んだり
しましょう

この他にも、一人や少人数で安全に行うことができるもので、自分にできる運動があれば、組み合わせてみましょう。

【例】鉄棒運動、壁倒立、バドミントン、テニス・バット・ラケットのすぶり、一人でできるダンス、腕立て伏せ、上体起こし など



運動取組カード (中高生用)

年 組 名 前 _____

★★★ 毎日、30分～60分程度を目安に、いろいろな運動を組み合わせせて取り組みましょう。★★★

目標	運動に取り組む日数				※目標達成のために配慮することなどを書きましょう。				
	30分程度 () 日 ・ 60分程度 () 日								
日にち	取り組んだ運動 (取り組んだ運動を○で囲みましょう。)								運動時間合計
	体の柔らかさ	動きを持続する能力			巧みな動き			力強い動き	
/	 ストレッチ その他 ()	 ウォーキング その他 ()	 ジョギング その他 ()	 縄跳び その他 ()	 連続ジャンプ、 サイドステップなど その他 ()	 縄跳び その他 ()	 球 技 その他 ()	 腕立て伏せ、 上体起こしなど その他 ()	分 60分運動した：◎ 30分運動した：○ ()
/	 ストレッチ その他 ()	 ウォーキング その他 ()	 ジョギング その他 ()	 縄跳び その他 ()	 連続ジャンプ、 サイドステップなど その他 ()	 縄跳び その他 ()	 球 技 その他 ()	 腕立て伏せ、 上体起こしなど その他 ()	分 60分運動した：◎ 30分運動した：○ ()
/	 ストレッチ その他 ()	 ウォーキング その他 ()	 ジョギング その他 ()	 縄跳び その他 ()	 連続ジャンプ、 サイドステップなど その他 ()	 縄跳び その他 ()	 球 技 その他 ()	 腕立て伏せ、 上体起こしなど その他 ()	分 60分運動した：◎ 30分運動した：○ ()
/	 ストレッチ その他 ()	 ウォーキング その他 ()	 ジョギング その他 ()	 縄跳び その他 ()	 連続ジャンプ、 サイドステップなど その他 ()	 縄跳び その他 ()	 球 技 その他 ()	 腕立て伏せ、 上体起こしなど その他 ()	分 60分運動した：◎ 30分運動した：○ ()
/	 ストレッチ その他 ()	 ウォーキング その他 ()	 ジョギング その他 ()	 縄跳び その他 ()	 連続ジャンプ、 サイドステップなど その他 ()	 縄跳び その他 ()	 球 技 その他 ()	 腕立て伏せ、 上体起こしなど その他 ()	分 60分運動した：◎ 30分運動した：○ ()
/	 ストレッチ その他 ()	 ウォーキング その他 ()	 ジョギング その他 ()	 縄跳び その他 ()	 連続ジャンプ、 サイドステップなど その他 ()	 縄跳び その他 ()	 球 技 その他 ()	 腕立て伏せ、 上体起こしなど その他 ()	分 60分運動した：◎ 30分運動した：○ ()
/	 ストレッチ その他 ()	 ウォーキング その他 ()	 ジョギング その他 ()	 縄跳び その他 ()	 連続ジャンプ、 サイドステップなど その他 ()	 縄跳び その他 ()	 球 技 その他 ()	 腕立て伏せ、 上体起こしなど その他 ()	分 60分運動した：◎ 30分運動した：○ ()
/	 ストレッチ その他 ()	 ウォーキング その他 ()	 ジョギング その他 ()	 縄跳び その他 ()	 連続ジャンプ、 サイドステップなど その他 ()	 縄跳び その他 ()	 球 技 その他 ()	 腕立て伏せ、 上体起こしなど その他 ()	分 60分運動した：◎ 30分運動した：○ ()
振り返り	運動に取り組んだ日数				※運動に取り組んだ感想等を書きましょう。				
	30分程度 () 日 ・ 60分程度 () 日								

屋外で行える運動の例（中学生）

- 運動不足にならないように、なるべく屋外で **毎日30～60分程度** を目安に運動をしましょう。
- 以下の例を参考にして、いろいろな運動を組み合わせで行いましょう。自分の体調や安全にも気を配りましょう。

ストレッチ

5分程度

柔 体の柔らかさを高める運動



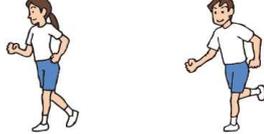
体の各部位を伸ばして
体の柔らかさを高めましょう

ウォーキング、ジョギング

10～20分

10～15分

持 動きを持続する能力を高める運動



自分の体力に応じたペースを
維持して行いましょう

連続ジャンプ、サイドステップなど

5～15分

巧 巧みな動きを高める運動



片足や両足での連続跳びや
左右への移動を、リズムカルに行ったり
素早く行ったりしましょう

腕立て伏せ、上体起こしなど

10～20分

力 力強い動きを高める運動



自分の体重等を利用して、腕や脚の屈伸をしたり、
上げ下ろしをしたり、同じ姿勢を維持したりしましょう

縄跳び

5～15分

持 動きを持続する能力を高める運動

自分で決めた一定の時間
や回数を続けて跳びましょう

巧 巧みな動きを高める運動

素早く跳んだり、いろいろな
跳び方に挑戦したりしましょう



球技

20～30分

巧 巧みな動きを高める運動



シュートやパス、キャッチボールやラリーなど
1人や少人数で密接せずにできる運動をしましょう



※ 赤枠の時間を目安として、自分で時間を増やしたり短くしたりして、無理せずいろいろな運動をしましょう。

注意！

- 大人数が密集するような運動は行わず、なるべく1人で運動しましょう。
- 少人数で運動をするときは、他の人と密接しないように十分な間隔をあげましょう。
- 運動するときも、息が苦しくなれば、できるだけマスクを着用しましょう。
- 用具を使う場合は、消毒液があれば消毒してから使うようにしましょう。
- 友達との用具の使い回しは、できるだけ避けるようにしましょう。
- 運動の前後は、手洗いやうがいなどをしましょう。用具を使った後は念入りに手を洗いましょう。
- 学校が臨時休校の場合、部活動は自粛してください。これは部活動を推奨するものではありません。

屋外でのいろいろな運動の組合せ方の例（中学生）

【例1】家庭や近くの公園で運動する場合 30分

①ストレッチ 5分



柔 可動範囲を
徐々に広げる
など、無理の
ないよう
に行いましょう

②ウォーキング 10分



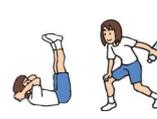
持 公道を利用して
行う際は、安全に
配慮しましょう

③縄跳び 5分



巧 素早く跳んだり、
いろいろな跳び方に
挑戦したりしましょう

④腕立て伏せ、上体起こし 10分



力 自己の体力に応じて、
行う運動や回数を
工夫しましょう

【例2】家庭や近くの公園で運動する場合 45分

①ストレッチ 5分



柔 可動範囲を
徐々に広げる
など、無理の
ないよう
に行いましょう

②ウォーキング 15分



持 公道を利用して
行う際は、安全に
配慮しましょう

③縄跳び 5分



持 時間を決めて
続けて
跳びましょう

④連続ジャンプ、 サイドステップ 10分



巧 リズミカルに跳んだり
素早く跳んだりしま
しょう

⑤腕立て伏せ、 上体起こし 10分



力 自己の体力に応じて、
行う運動や回数を
工夫しましょう

【例3】校庭や運動場などで運動する場合 45分

①ストレッチ 5分



柔 可動範囲を
徐々に広げる
など、無理の
ないよう
に行いましょう

②ジョギング 10分



持 自己の体力に応じた
ペースを維持して
行いましょう

③球技 20分



巧 相手と十分な
間隔をあげて
ラリーなどを
行いましょう

④腕立て伏せ、上体起こし 10分



力 自己の体力に応じて、
行う運動や回数を
工夫しましょう

【例4】校庭や運動場などで運動する場合 60分

①ストレッチ 5分



柔 可動範囲を
徐々に広げる
など、無理の
ないよう
に行いましょう

②ジョギング 10分



持 自己の体力に応じた
ペースを維持して
行いましょう

③球技 30分



巧 相手と十分な
間隔をあげて
ラリーなどを
行いましょう

④縄跳び 5分



持 時間を決めて
続けて跳びましょう

⑤腕立て伏せ、 上体起こし 10分



力 自己の体力に応じて、
行う運動や回数を
工夫しましょう

この他にも、一人や少人数で安全に行うことができるもので、自分にできる運動があれば、組み合わせてみましょう。

【例】鉄棒運動、壁倒立、短距離走、バット・ラケット・竹刀の素振り、一人のできるダンス など